下諏訪町地域福祉計画

令和８年３月

下諏訪町

あ い さ つ

この度、当町では初となる「下諏訪町地域福祉計画」を策定する運びとなりました。

現在、わが国では急速な少子高齢化や人口減少が進み、地域社会の繋がりが希薄化する中で、孤独・孤立やヤングケアラー、役員の担い手不足など、既存の制度だけでは解決できない複雑かつ多様化した問題が顕在化しています。

国においては、属性を問わず「断らない相談支援」を行う重層的支援体制整備事業の創設など、住民一人一人が役割を持ち、共に支え合う「地域共生社会」の実現に向けた動きを加速させています。

当町においても、こうした国の動向を的確に捉え、「安心・安全で暮らしやすい下諏訪」の実現に向け、行政、関係機関、そして住民の皆さまがそれぞれの立場で関わり合える仕組みづくりを本計画の柱に据えました。

下諏訪町には、中山道・甲州街道の宿場町として培われた「おもてなしの心」や御柱祭に象徴される力強い地域コミュニティという素晴らしい財産があります。これら地域の「結（ゆい）」の力を活かし、困りごとを「我が事」として捉え、共に支え合える「おもいやり」の心あふれる町を、皆さまと共に創り上げてまいりたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたり、アンケート調査やワークショップにご協力いただきました皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員会の委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和８年３月

下諏訪町長　宮 坂　徹

目　次

第１章　計画策定にあたって
１　地域福祉とは …… 1
２　計画策定の趣旨 …… 2
３　計画の位置づけ …… 3
４　ＳＤＧｓの目標を念頭においた地域福祉の推進 …… 4
５　計画の期間 …… 4

第２章　下諏訪町の現状について
１　人口・世帯等の状況 …… 5
２　地域福祉に関する町民意識調査 …… 11
３　町民ワークショップ …… 20
４　本町の現状を踏まえた課題 …… 22

第３章　基本理念と基本目標
１　基本理念 …… 24
２　基本目標 …… 25
３　計画の体系 …… 26

第４章　施策の展開
１　地域を担う人づくり …… 27
２　地域社会を支えるネットワークづくり …… 29
３　安心して地域で暮らせる環境づくり …… 32

第５章　成年後見制度利用促進基本計画
１　計画の背景と趣旨 …… 38
２　計画の位置づけ …… 39
３　計画の期間 …… 39
４　本町の現状を踏まえた課題 …… 39
５　基本施策 …… 41

第６章　計画の推進体制
１　計画の周知 …… 42
２　計画の推進体制 …… 42
３　計画の管理と評価 …… 42

参考資料
１　下諏訪町地域福祉計画策定委員会 …… 43
２　用語説明 …… 47

※印のついている文言については、参考資料の用語説明に記載されています。

第１章　計画策定にあたって

１　地域福祉とは

私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。

地域の住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現していくためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供だけでなく、地域住民がともに支え合い、助け合っていくことが大切です。

「地域福祉」とは、こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、住民自身による「自助」、地域住民がお互いに助け合う「互助」、制度化された相互扶助の「共助」、行政などが取り組む「公助」を基本とし、住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「協働※」することが重要です。

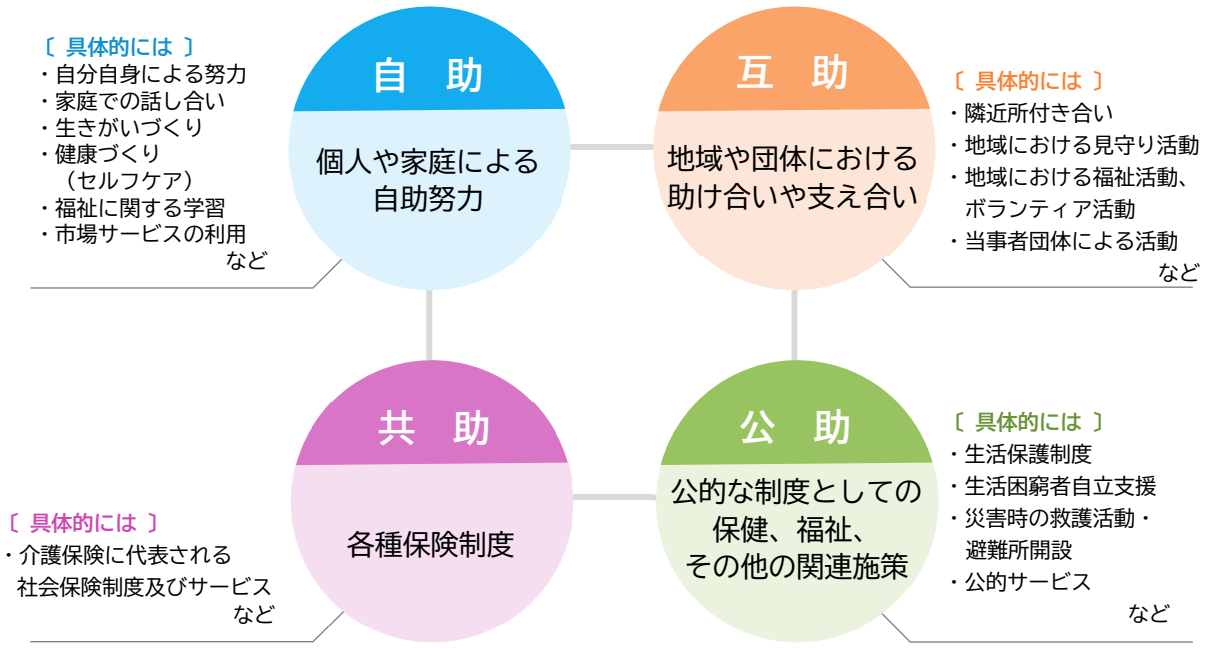

2　計画策定の趣旨

近年、我が国では少子高齢化や人口減少が進行しています。さらに、生活スタイルや価値観の多様化、核家族化などの背景から、地域の相互扶助の基盤となる人と人のつながりや、家庭や地域における支え合いが希薄化しています。このことが社会的孤立を招き、様々な問題が増加傾向にあります。これらの問題は複雑に絡み合っており、容易に解決に至らないケースも少なくありません。ひきこもり※、8050問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※など、多様化した福祉課題に対し、地域の基盤を整え、人々と地域に対する理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

また、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは、十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題が存在しています。これらの問題に対し、包括的な分野横断的支援を必要としている人々には、地域共生社会※の理念に基づき、制度化されたサービスと地域の助け合いによる支援を両輪として、一体的かつ重層的に支援を実施していく必要があります。

国においてはこのような多様化、複雑化した課題に対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等※の一部を改正する法律」において重層的支援体制整備事業が創設され、令和３年４月に施行されました。本町においても様々な困難を抱える人、制度の狭間の問題を持つ人や世帯は増加することが見込まれるため、重層的支援体制整備事業を実施しており、これらの取り組みとも整合を取っております。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

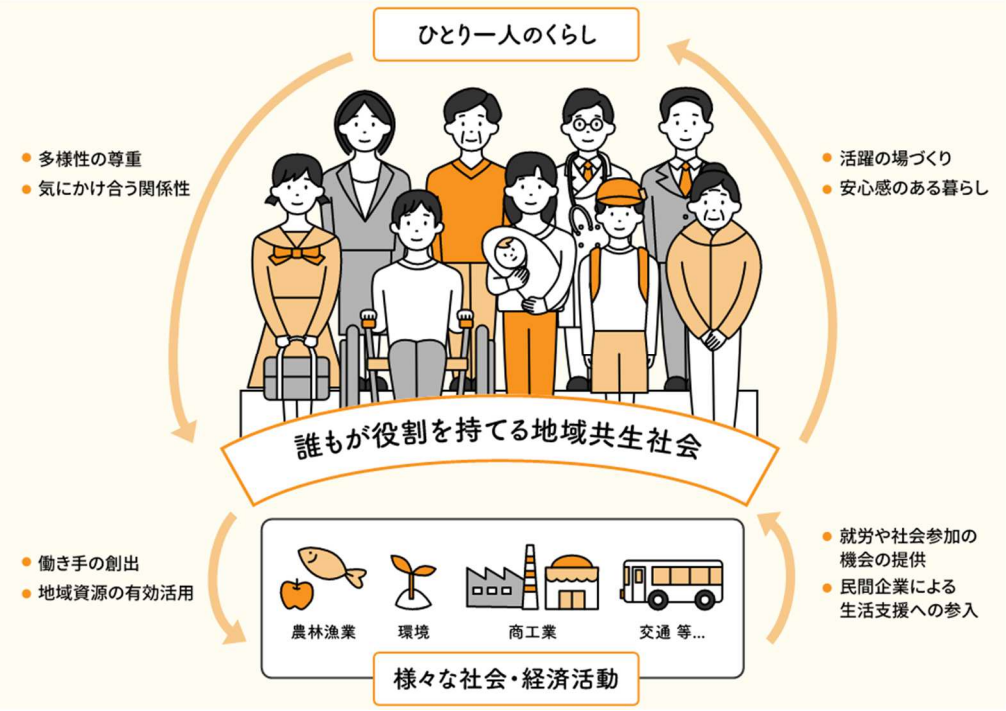

資料：『地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）』より引用

人口減少や少子高齢化の進展により、従来のコミュニティ※機能が脆弱化するなど、地域のあり方が変わる中、地域住民と行政などが協働して、地域の課題を把握し、課題解決のための方策を考え、自助・互助・共助・公助の役割分担に基づく地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。そのため、「地域」という視点を基盤に、分野を横断的に考え、地域に関わる全ての人と組織とが協力し合いながら支え合うための方針として、地域福祉計画を策定します。

また、本町においては、各法律に基づき、高齢者福祉計画（介護保険事業計画）、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、こども計画等の個別計画の策定・見直しを行っています。地域福祉計画では、特に福祉分野全体で進めるべき包括的な施策や、各福祉分野において地域福祉の視点を踏まえて強化していくべき施策等を示します。

3 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づいて市町村が策定する計画です。

また、本計画は、地域福祉計画とかかわりの深い、「成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）」を包含して策定し、推進を図ります。

（2）町の他計画との関係

本計画は総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野を横断的につなぐ役割を担う計画として策定しています。

また、防災や人権など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

位置づけ図

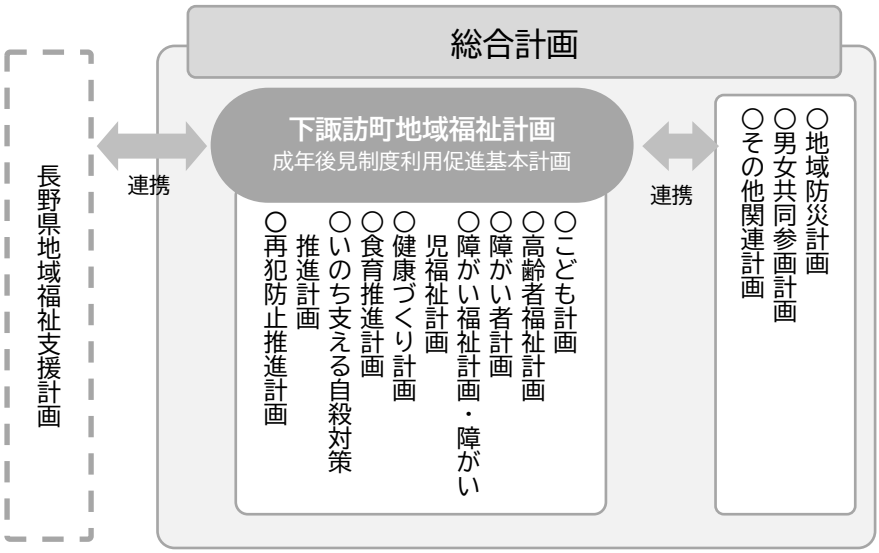

4　ＳＤＧｓの目標を念頭においた地域福祉の推進

ＳＤＧｓは、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。

貧困や飢餓、気候変動、平和など広範な分野について、令和12年までの「17の開発目標」が設定されています。これらの17の目標は、相互に関連し、これを包括的に解決することで、それぞれの目標を達成する仕組みとしています。

また、ＳＤＧｓでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととしています。

このようなＳＤＧｓの理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現とも重なることから、本計画では、「１　貧困をなくそう」「３　すべての人に健康と福祉を」「11　住み続けられるまちづくりを」などの視点をもって、地域福祉を推進していきます。

17の持続可能な開発目標

5　計画の期間

本計画の計画期間は、令和８年度を初年度として令和12年度までの５年間を計画期間とします。

第２章　下諏訪町の現状について

１　人口・世帯等の状況

（１）人口の状況

本町の総人口は、年々減少し、令和６年で18,823人となっています。年齢３区分別人口の推移をみると、年少人口（０～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口割合（65歳以上）のすべてで減少傾向にあり、高齢化率※はほぼ横ばいとなっています。

年齢３区分別人口と高齢化率の推移

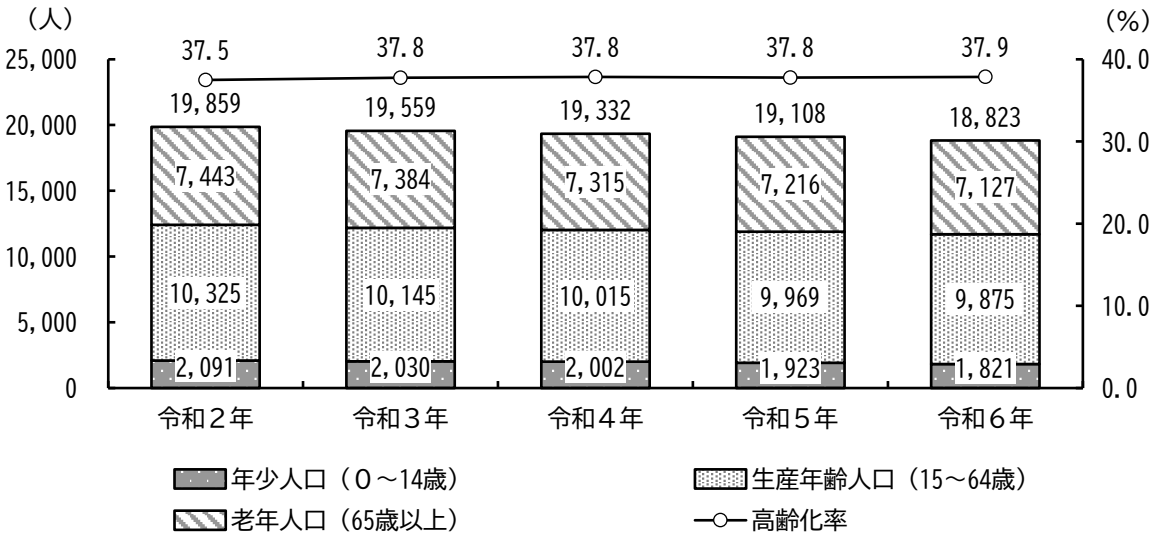

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

（２）世帯の状況

①　世帯数及び１世帯あたり人員の推移

本町の一般世帯数は、平成22年以降減少しており、令和２年には7,831世帯となっています。１世帯当たり人員は減少し、令和２年は１世帯当たり2.37人となっています。

世帯数及び１世帯あたり人員の推移

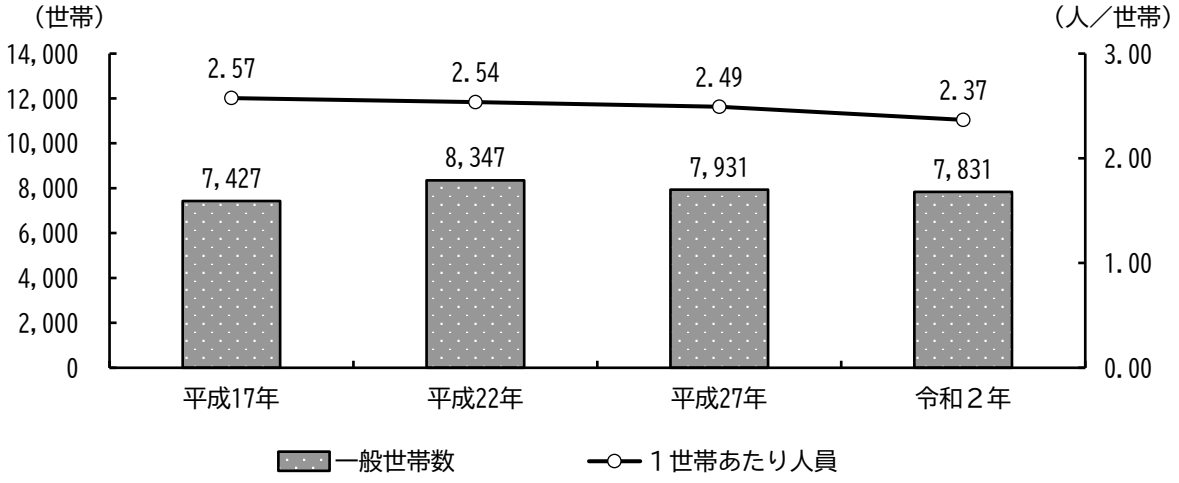

資料：国勢調査

②　世帯の家族類型の推移

本町の世帯の家族類型は、「単独世帯」、「ひとり親と子どもから成る世帯」が増加傾向にあります。

世帯の家族類型の推移

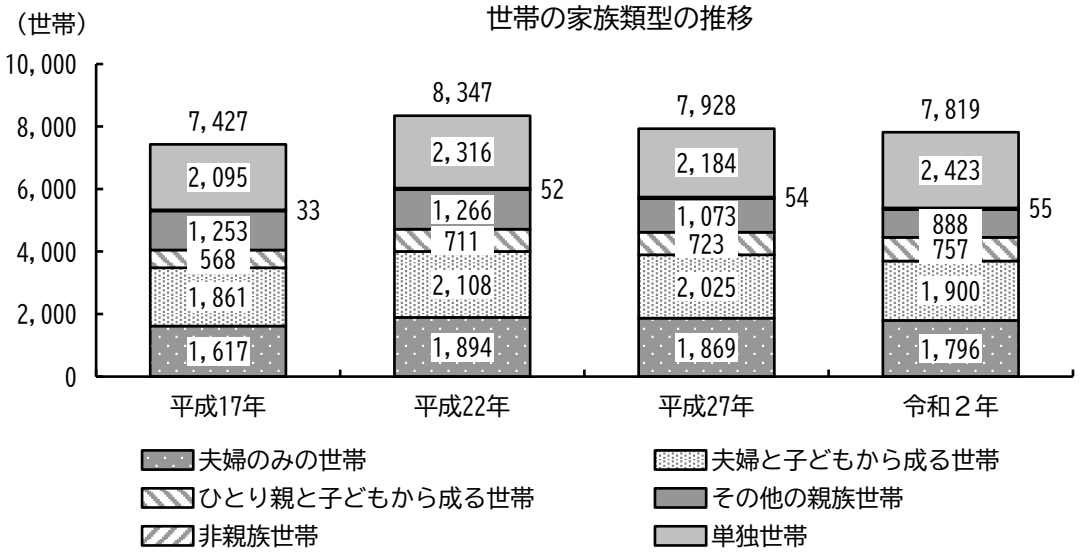

※　「不詳」を除いています。
資料：国勢調査

③　高齢者世帯の推移

高齢夫婦世帯、高齢単身世帯ともに増加しており、令和２年では、高齢夫婦世帯が1,317世帯、高齢単身世帯が1,173世帯となっています。

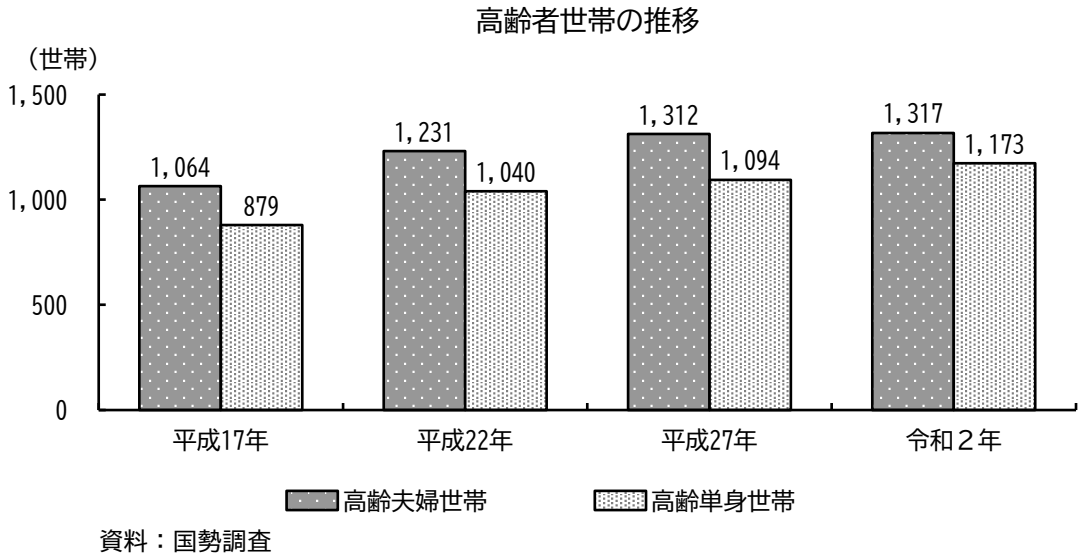

資料：国勢調査

④　ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は、親が65歳未満でこどもが20歳未満である父子世帯、母子世帯の場合、ともに平成22年以降減少しています。

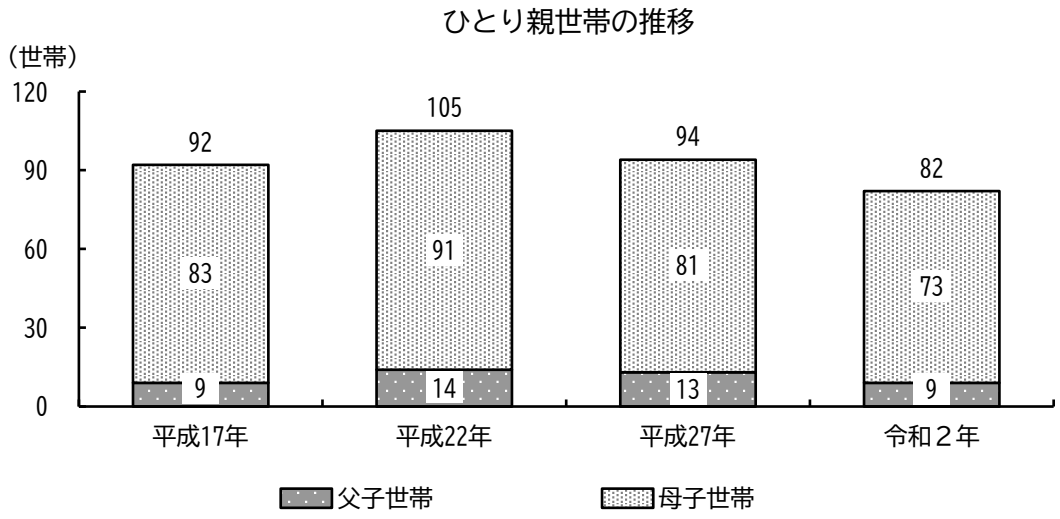

資料：国勢調査

（３）人口動態

①　自然動態（出生・死亡）の推移

人口の自然動態（出生と死亡の状況）をみると、すべての年で死亡数が出生数を上回っており、人口減少の一因となっています。

自然減の数は、令和５年で255人となっており、過去５年間で最も多くなっています。

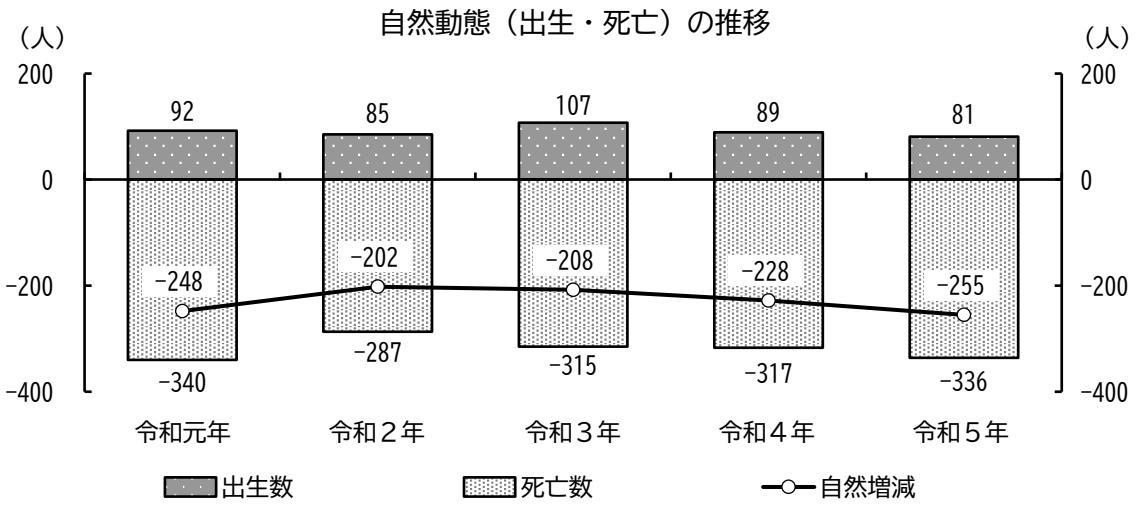

資料：人口動態統計（各年 12 月末現在）

②　社会動態（転入・転出）の推移

人口の社会動態（転入と転出の状況）をみると、すべての年で転出数が転入数を上回っており、人口減少の一因となっています。

社会減の数は、令和５年で32人となっています。

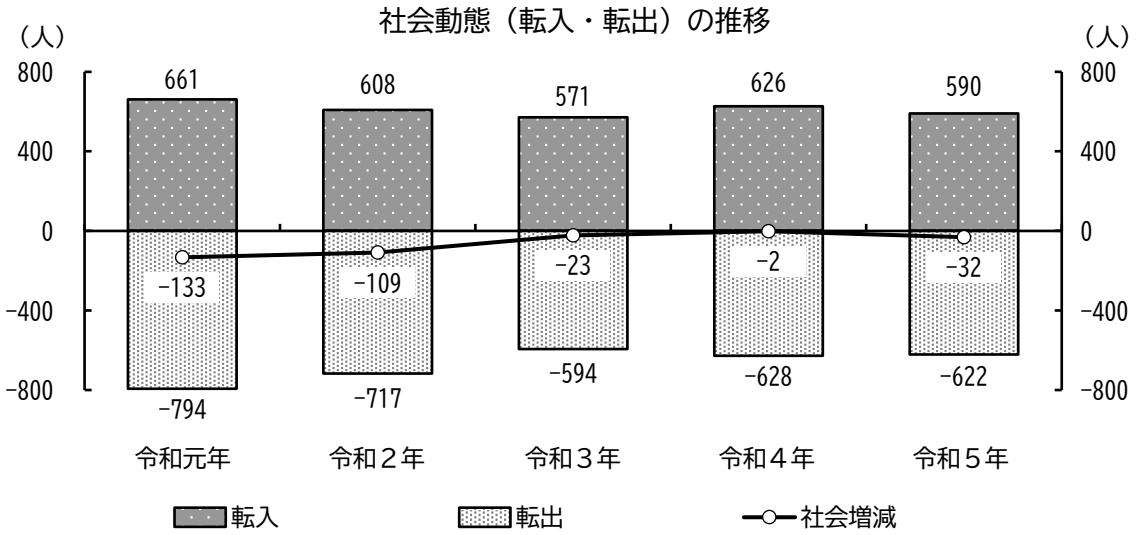

資料：長野県毎月人口異動調査

（４）障害者手帳交付数の推移

障害者手帳所持者の数は、増加と減少を繰り返しており、令和６年は令和２年と比較して35人減の1,218人となっています。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者は令和４年以降、減少を続けており、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者は、概ね増加傾向となっています。

障害者手帳交付数の推移

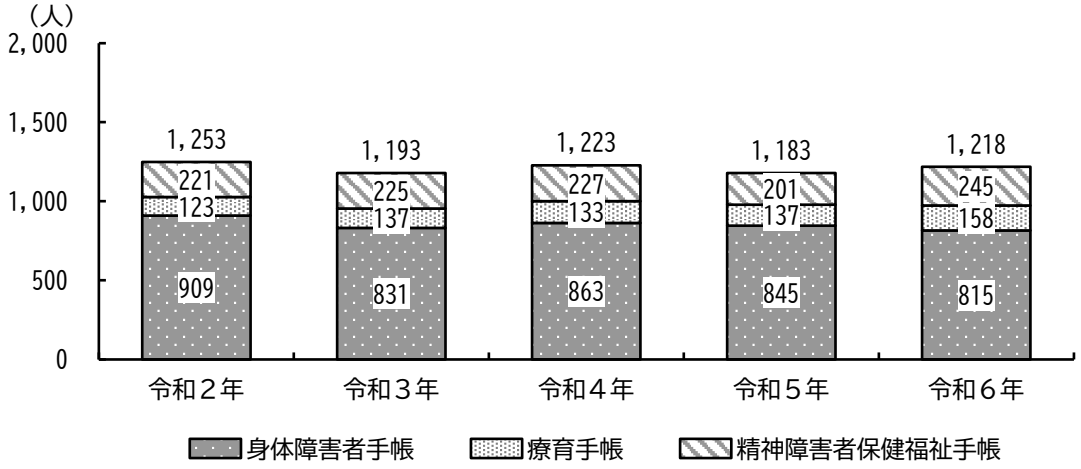

資料：庁内資料

（５）要支援・要介護認定者※数の推移

要支援・要介護認定者の数は、横ばい傾向となっており、令和６年は令和２年と比較して、66人減の1,515人となっています。

要支援・要介護認定者数の推移

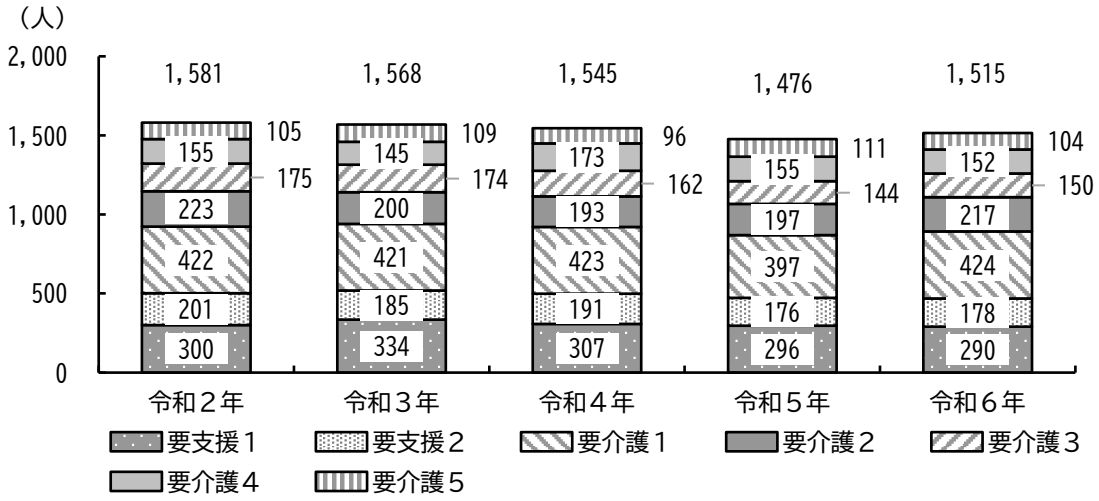

資料：庁内資料

（６）生活保護世帯の推移

生活保護世帯の推移をみると、被保護世帯、被保護人員ともに、令和２年から令和６年までは減少傾向となっており、令和６年では、被保護世帯数70世帯、被保護人員78人となっています。

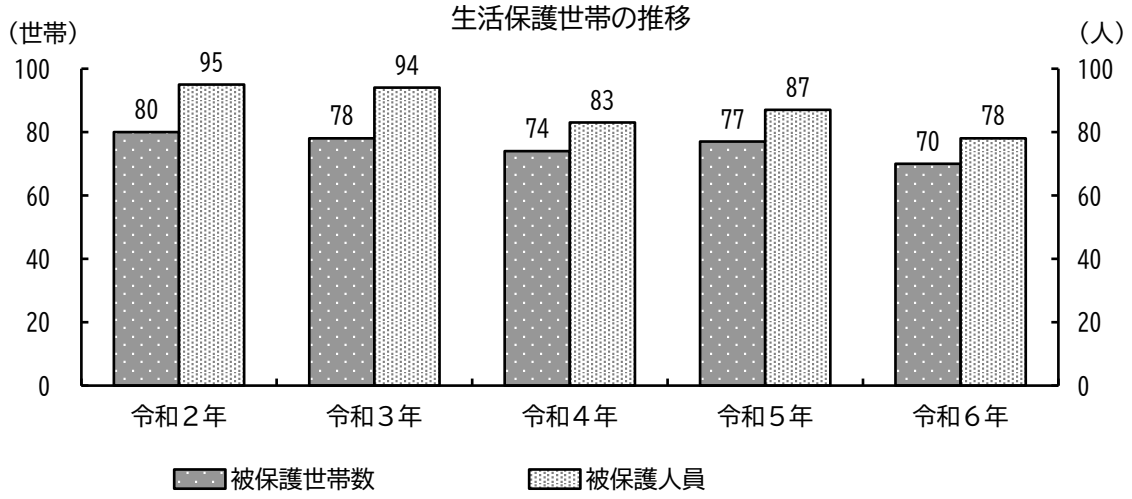

資料：庁内資料

（７）外国人住民数の推移

外国人住民数の推移をみると、近年増加しており、令和６年には326人となっています。

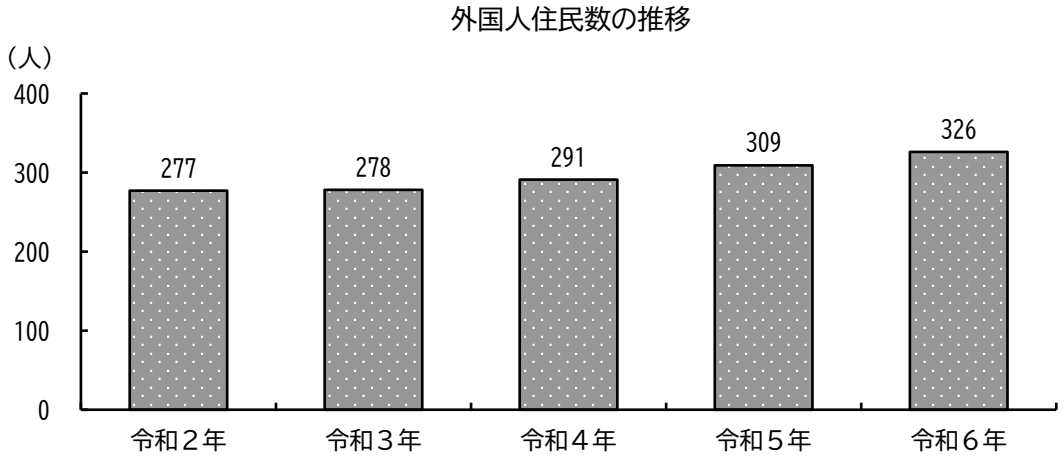

資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

2　地域福祉に関する町民意識調査

（１）地域福祉に関する意識調査の概要

この調査は、地域社会全体で住民の福祉を支え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指すための本計画の策定にあたり、本町の地域福祉に関する実態把握と課題分析の基礎資料とするため実施しました。

〇調査対象：下諏訪町内に在住の18歳以上の方を無作為抽出
〇調査期間：令和７年８月29日～令和７年９月19日
〇調査方法：郵送による配布・回収
〇回収状況

配布数	回収数	回収率
1,200件	655件	54.6%

（２）意識調査の主な結果

①　自治会（区・町内会）や地域活動への参加・協力の状況について

「よくしている」「ある程度している」を合わせた“している”の割合が55.4%、「あまりしていない」「まったくしていない」を合わせた“していない”の割合が43.5%となっています。

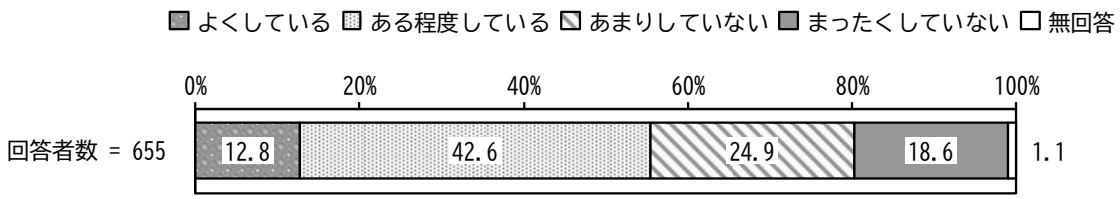

② 地域における助け合いや支え合いの活動を活発にするために必要なことについて

「地区会行事への参加を通じて、日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」の割合が52.2%と最も高く、次いで「学校において子どもの時から、助け合いや支え合いの気持ちを育てること」の割合が51.3%、「若者や子育て世代が地域に住み、地域活動に参加してくれること」の割合が41.4%となっています。

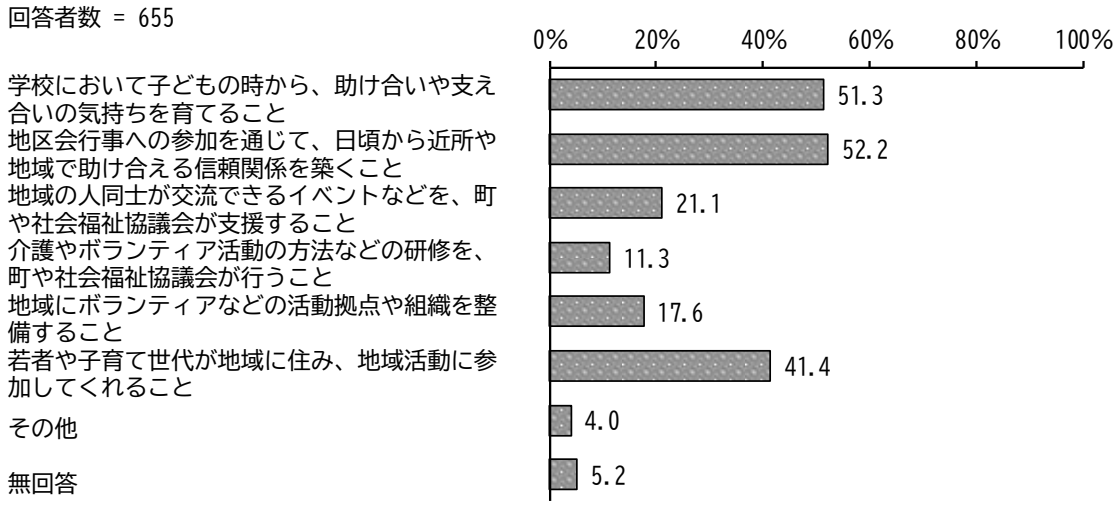

③ あなたや家族が日常生活が不自由になった時に手助けをしてほしいことについて

「災害時の手助け」の割合が58.6%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」、「雪かきやゴミ出し、草取りなどの日常生活上の支援」の割合が54.2%となっています。

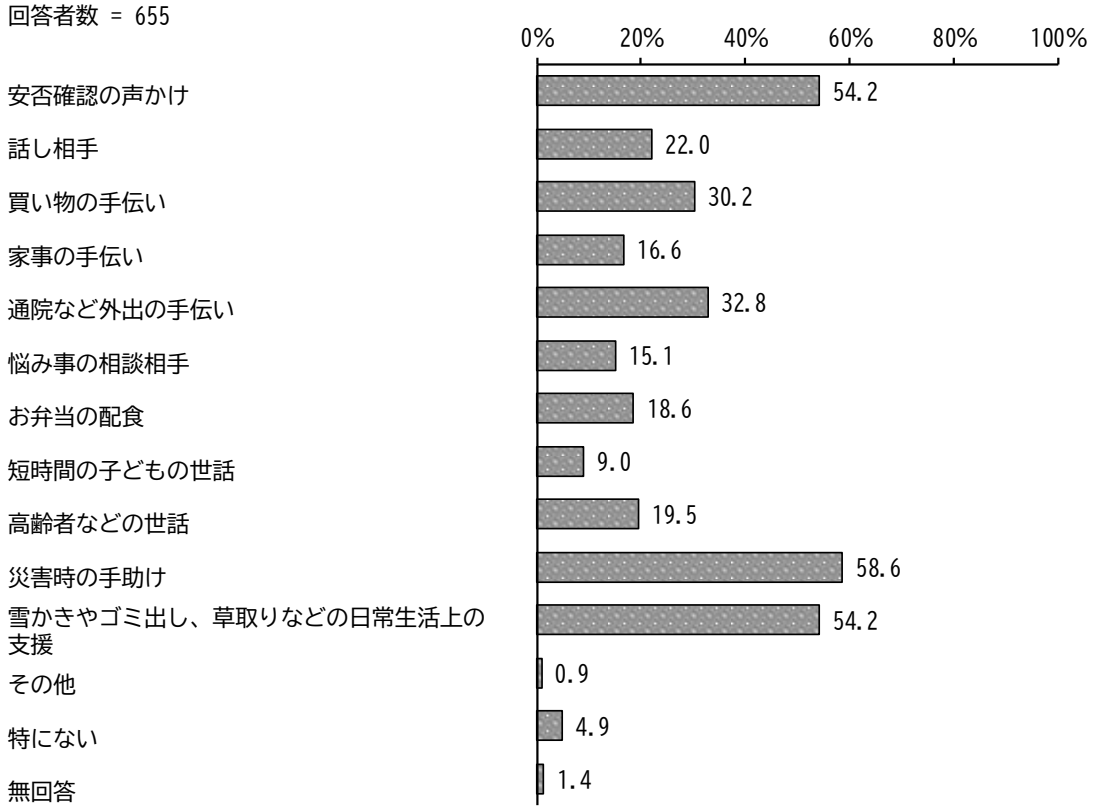

④　隣近所に困っている世帯があった場合、どのような手助けができるかについて

「安否確認の声かけ」の割合が66.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が47.0%、「雪かきやゴミ出し、草取りなどの日常生活上の支援」の割合が42.6%となっています。

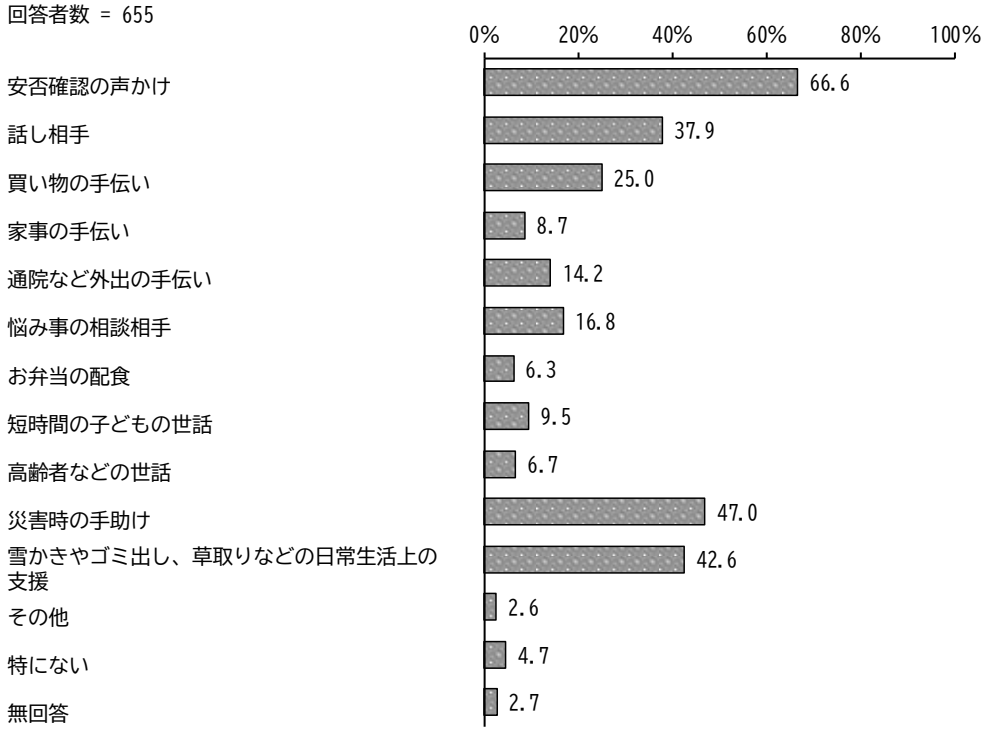

⑤　住民同士が共に支え合う地域づくりを進めるための支援について

「イベント開催といった地域の人々が知り合える機会を増やす」の割合が39.8%と最も高く、次いで「多様性を認め合っていくための組織づくり（まちづくり）を進める」の割合が35.7%、「独自ポイント付与といった自治会（区・町内会）活動やボランティア※活動への参加促進や活動支援をする」の割合が16.3%となっています。

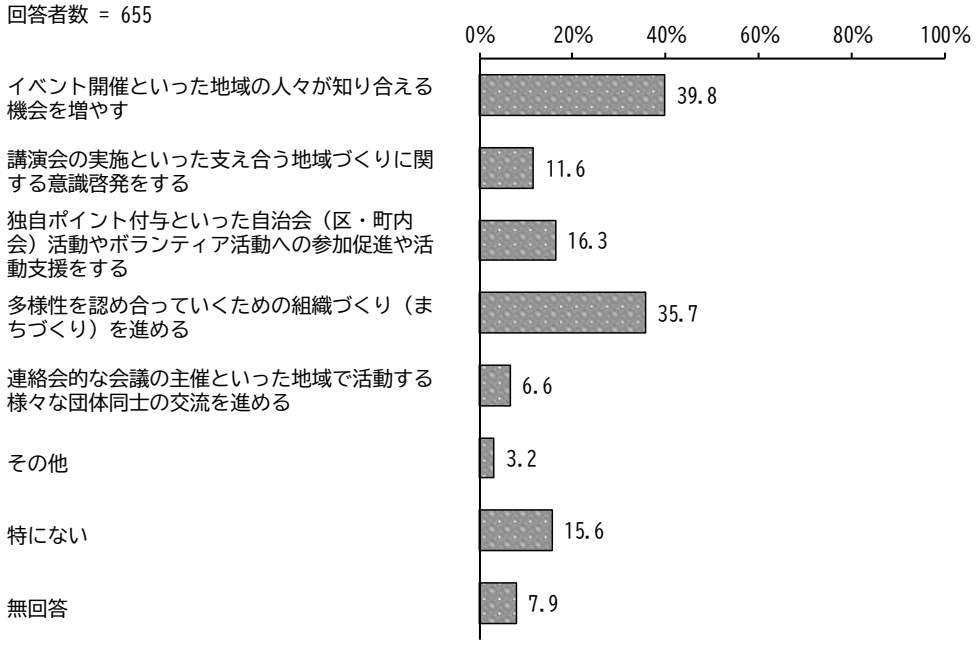

⑥　「福祉」への関心度について

「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が76.0%、「あまり関心がない」「まったく関心がない」を合わせた“関心がない”の割合が20.9%となっています。

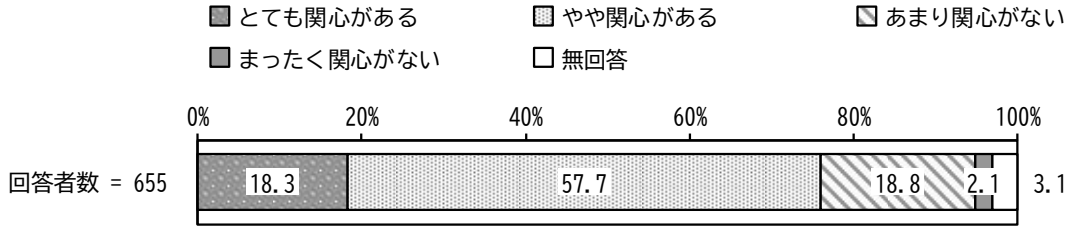

⑦　「福祉」による支援のあり方について

「行政や地域、家庭で役割分担しながら行うべき」の割合が42.3%と最も高く、次いで「国や県、市町村といった行政の責任で行うべき」の割合が34.2%、「社会福祉法人や地域のボランティア、住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の割合が15.6%となっています。

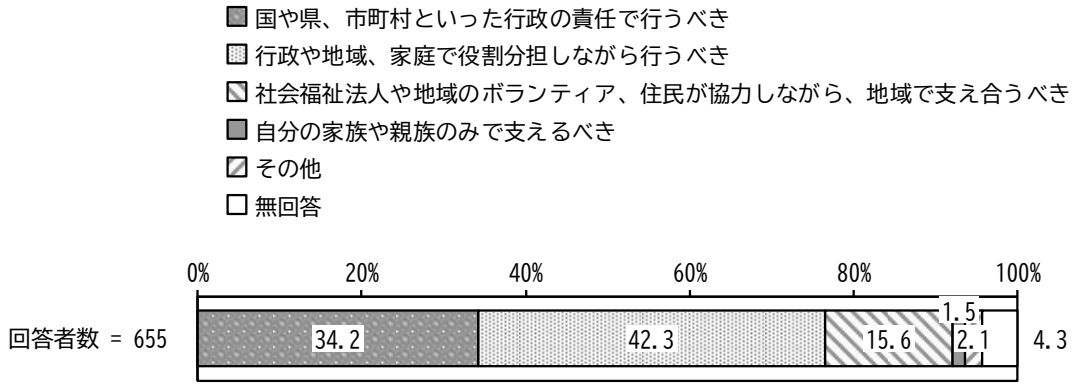

⑧　ボランティア活動への参加状況について

「現在、参加している」の割合が8.1%、「以前、参加したことがある」の割合が39.8%、「参加したことがない」の割合が50.5%となっています。

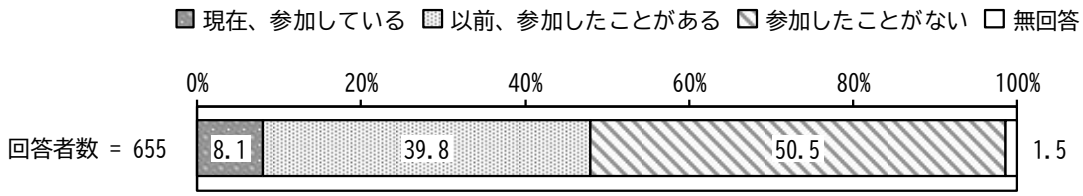

⑨　不安や悩みがあるときの相談相手について

「家族・親族」の割合が86.7%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が50.8%、「医師・看護師」の割合が18.5%となっています。

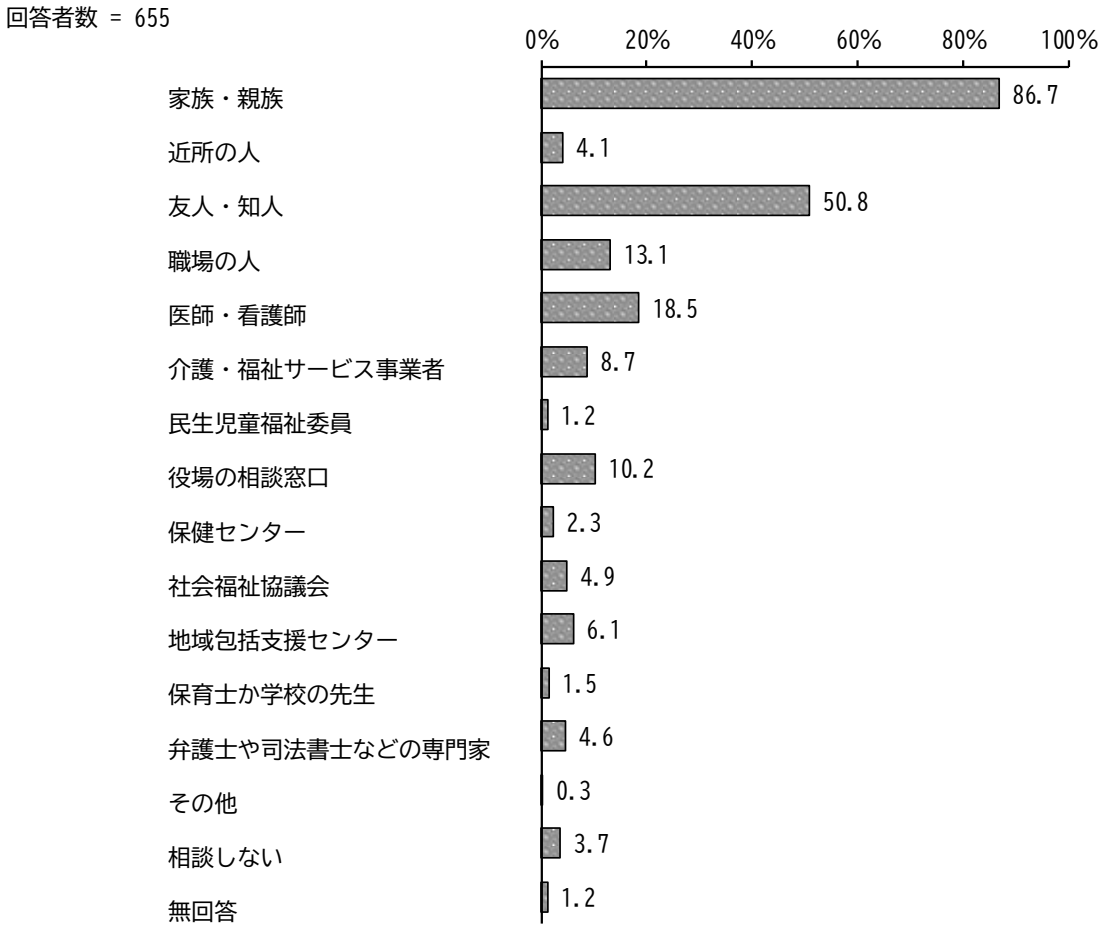

⑩　住いの地域で気になる人（生活困窮者※、ひきこもり、ヤングケアラー、独居高齢者など）の有無について

「いる」、「いない」の割合がともに23.8%となっています。

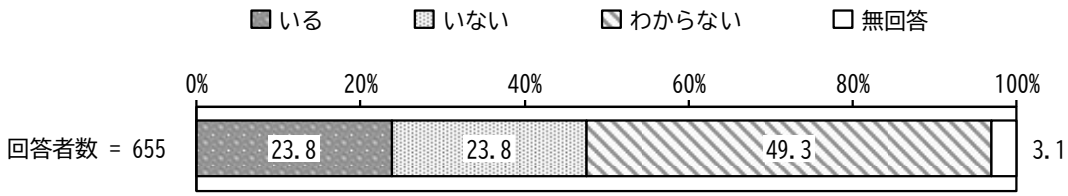

⑪　社会的孤立やひきこもりなどの社会問題に対して地域でできることについて

「あいさつや声かけ」の割合が47.6%と最も高く、次いで「誰もが立ち寄れる居場所づくり」の割合が31.6%、「日ごろからの見守り」の割合が27.9%となっています。

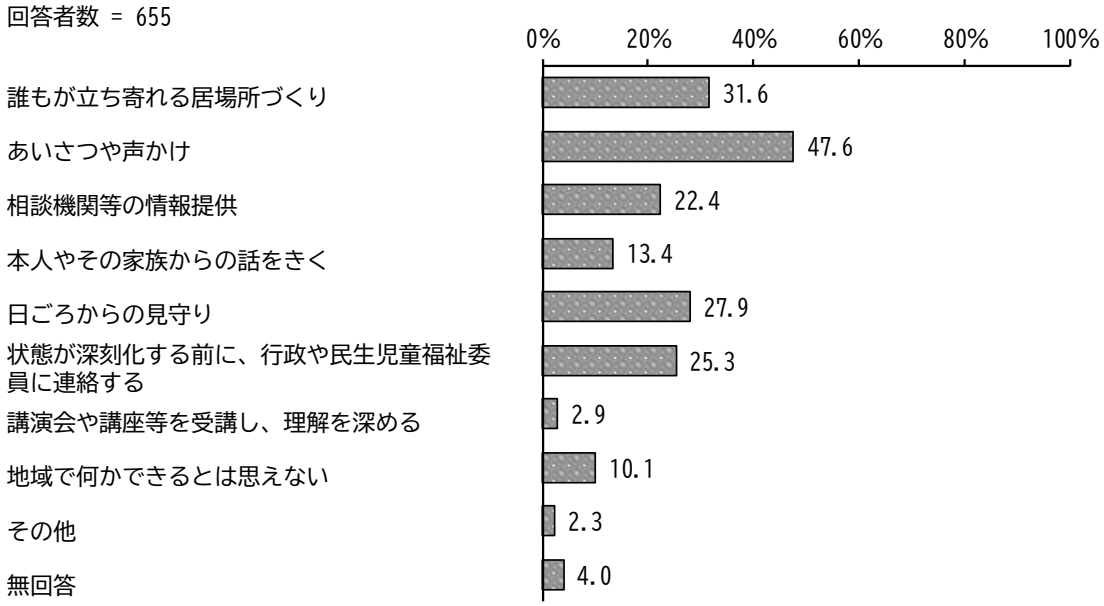

⑫　民生児童福祉委員※の活動の認知状況ついて

「名前は知っているが、内容は知らない」の割合が37.1%と最も高く、次いで「だいたいの内容は知っている」の割合が28.4%、「まったく知らない」の割合が26.9%となっています。

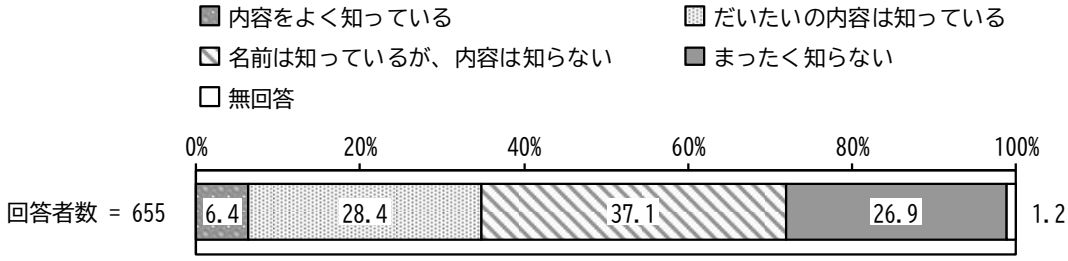

⑬　必要な福祉サービス情報の入手の程度について

「十分できている」「おおむねできている」を合わせた“できている”の割合が20.2%、「あまりできていない」「ほとんどできていない」を合わせた“できていない”の割合が53.0%、「入手する必要がない」の割合が4.7%となっています。

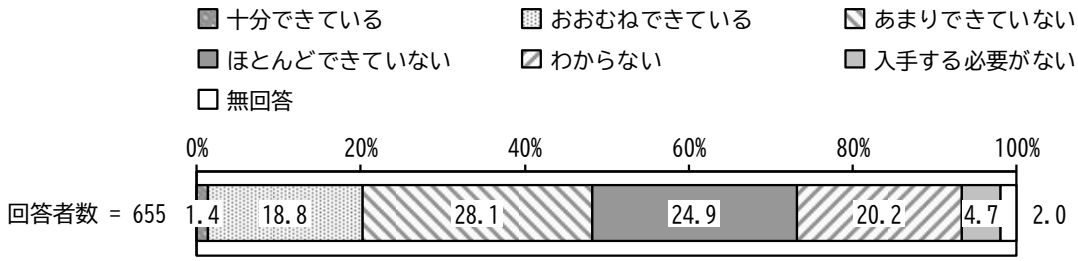

⑭　福祉に関する情報の入手方法について

「役場の窓口や町ホームページ、広報誌」の割合が46.1%と最も高く、次いで「区・町内会の役員や回覧板」の割合が32.8%、「社会福祉協議会※の窓口やホームページ、『社協だより』」の割合が31.1%となっています。

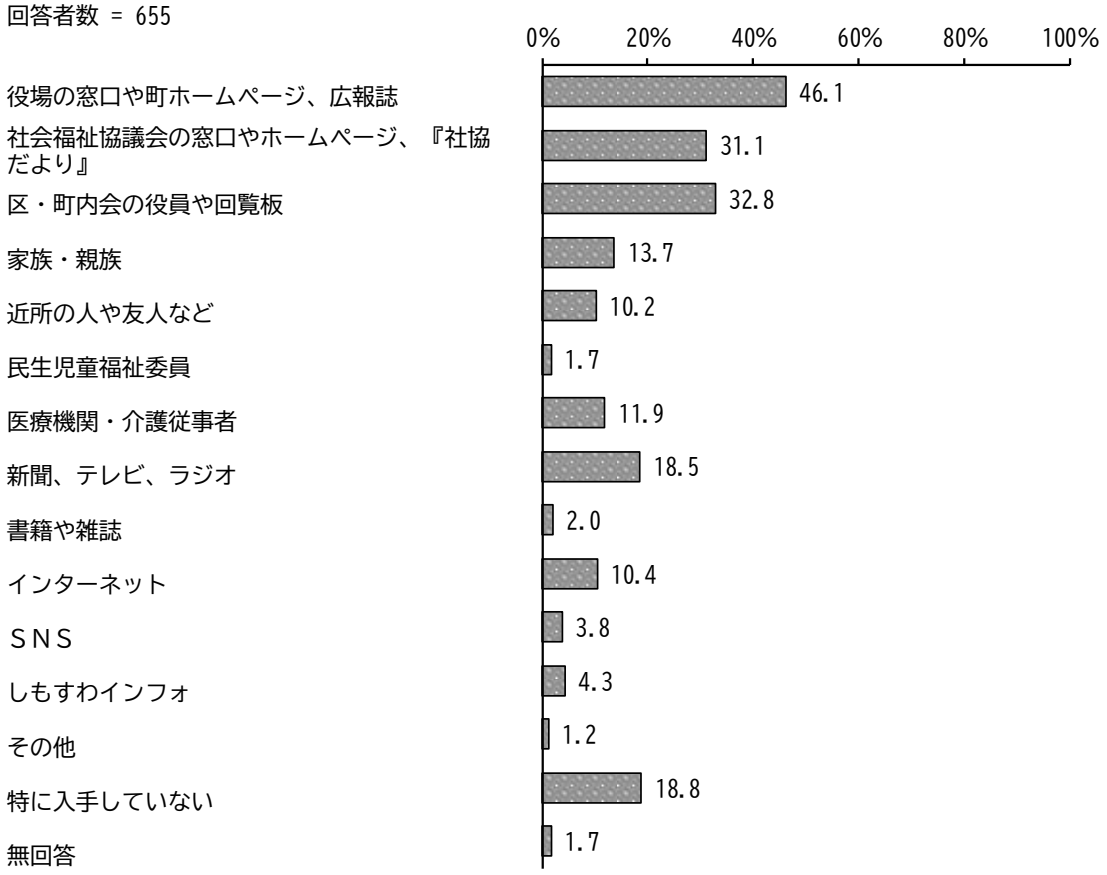

⑮　「生活困窮者自立支援法※（制度）」の認知状況について

「名前も内容も知っている」の割合が11.1%、「名前は知っているが内容を知らない」の割合が43.8%、「名前も内容も知らない」の割合が43.5%となっています。

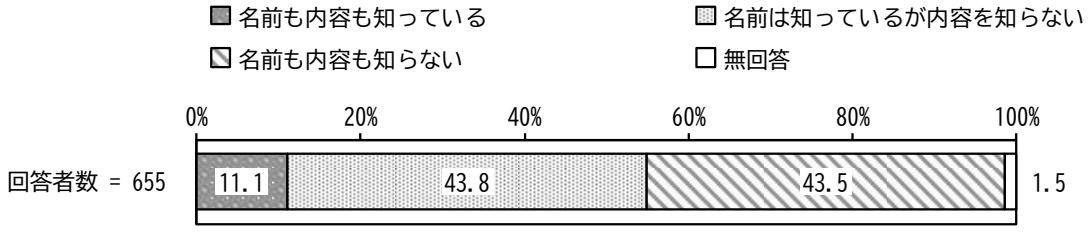

⑯　地域の防災活動への参加状況について

「参加したことがある」の割合が66.9%、「参加したことがない」の割合が29.3%となっています。

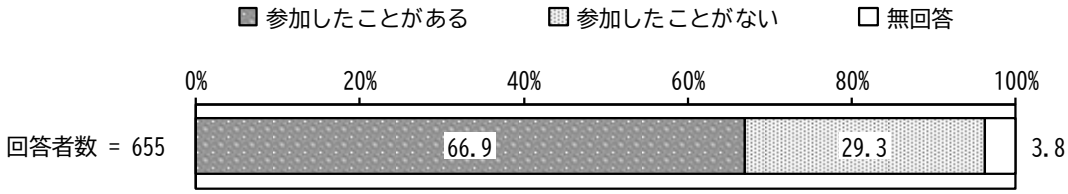

⑰　災害時に対応するために、日常的な取り組みとして大切なことについて

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」の割合が74.8%と最も高く、次いで「地域のひとり暮らしの高齢の方、障がいのある方などの把握」の割合が53.7%、「地域における支援体制の構築」の割合が41.2%となっています。

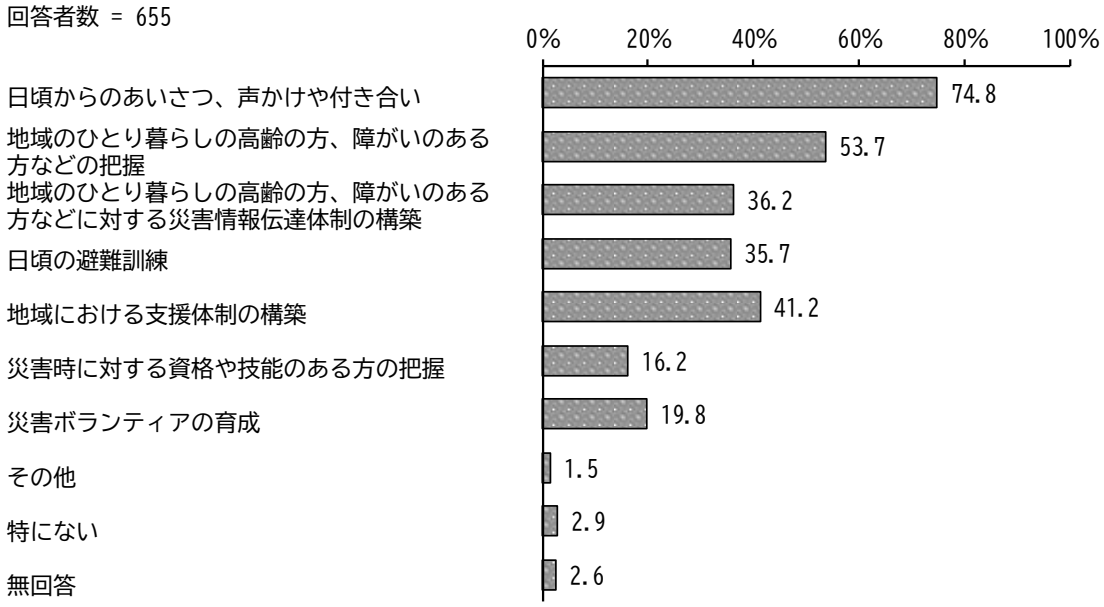

⑱　住みなれた地域で安心して生活していくために、行政が行うべき施策について

「地域の中などの身近な場所で、相談できる窓口を増やす」の割合が49.0%と最も高く、次いで「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」の割合が47.5%、「支援を必要とする人の多様な希望に応えられるような豊富な種類のサービスを用意する」の割合が44.4%となっています。

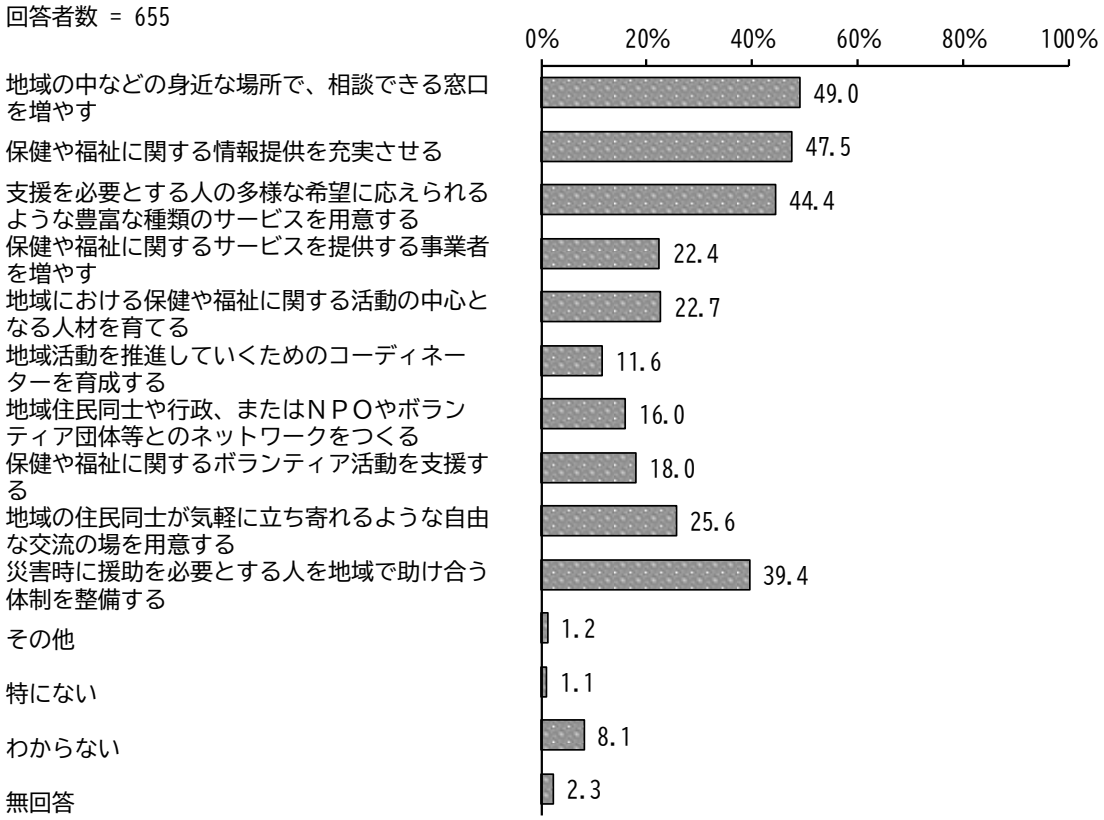

3 町民ワークショップ

（1）町民ワークショップの概要

町民の意見を計画書に反映させるため、「みんなの地域の“イマ”と“コレカラ”を話し合おう」というテーマのもと、本町のいいところや、これからどのようなことに取り組む必要があるかについて町民の方々の意見を、ワークショップにより聴取しました。

〇実施状況

回	日　時	場　所
第１回	令和７年９月 27 日(土) 15:00～17:00	下諏訪町役場　４階　講堂
第２回	令和７年 10 月３日(金) 18:30～20:30	下諏訪町役場　４階　講堂
第３回	令和７年 10 月４日(土) 14:00～16:00	下諏訪町役場　４階　講堂

（2）町民ワークショップからの主な意見

【テーマ１　活き活き・きらきら(興味・関心、できていること)　もやもや(想い・不安)】

〇活き活き・きらきら(興味・関心、できていること)

文化・伝統	・御柱文化でまとまりがある ・祭りで盛り上がり人のつながりができている ・歴史がある
自然・環境	・自然が豊か ・水、空気がおいしい ・地区に温泉があってそこからのつながりがある ・災害が少ない
地域のつながり	・地域住民の方々が優しい ・地区ごとの活動が盛ん ・小学生や中学生がすれちがうときに挨拶をしてくれる ・見守り隊の方が子どもたちの様子を知ってくれている
スポーツ・健康	・スポーツ関係の交流などが盛ん（ボート競技が盛ん） ・運動づくり（健康づくり）などに力を入れている ・高齢者が多いが元気
教育・地域連携	・学校と地域の連携が維持できていると感じる
まちの利便性 ・暮らし	・コンパクトなまちでなんとなく色々そろっている ・飲食店が多い ・医療機関が多い
観光・にぎわい	・観光地であり人を見かける

〇もやもや(想い・不安)

地域のつながり	・古くからの繋がりで、若干、外から来た人が入りにくい ・世代交代が進んでいない ・隣近所との付き合いやつながりが以前より遠くなっている
人口・地域の変化	・高齢者が多い、一人暮らしの高齢者が多い ・こどもが少なくなってきている ・人口が減っている ・町内会の存続危機
交通・移動	・公共交通機関が少ないので不便（車がないと暮らしが大変） ・バスや電車が不便 ・年を取ってからの交通・移動手段
働く場所・生活環境	・働ける場所が少ない ・大型店舗が少ない、買い物できるところが少ない ・若者が出かける場所があまりない ・空き地・空き家が増えた
情報・コミュニケーション	・情報を知らないことがある ・インターネット（SNS※）に弱い
若者の居場所	・小中高生の居場所がほしい ・こどもたちが安心して遊べる場が少ない
観光	・お金を落としてもらえる観光地が少ない ・観光客は宿泊されない

【テーマ２　ぼちぼち・やるやる
（テーマ①で出た意見をどんな意見でもいいので組み合わせよう)】

交流・つながりの場づくり	・初めての人でも気軽に交流できる場をつくる ・色んな年代の人が気軽に寄れる場所をつくる ・こどもの居場所として町で空室・空家を利用
情報発信・情報共有	・知りたい情報についての提供を人が集まる場で発信をする ・SNSなどを活用して情報を発信する
相談・サポート体制	・困り事を入力すると相談窓口や解決策を教えてくれる検索エンジンをつくる ・人が集まる場所（温泉・医療機関・お店など）で相談施設・福祉施設を紹介する
交通・移動手段の充実	・小回りの利く移動手段をつくる ・乗り合いバス・オンデマンドなど交通手段を確保する ・外出支援サービスを導入（ボランティア）する
住まい・生活支援	・空き家も活用して安価で住める場所を開発・紹介する ・温泉施設で野菜・玉子とかちょっとした買い物ができる ・道の駅で自分が作った野菜や手工芸品を売れる
地域運営・町内会の見直し	・役員の仕事を減らす、できる人で回す ・町内会の仕事を見直す
観光	・観光地としてアピールをする

4　本町の現状を踏まえた課題

ここでは、町民の地域福祉に関する意識調査（以下、「町民意識調査」）や、ワークショップからいただいた意見を踏まえ、本町が抱えている課題を整理しました。

（１）町民の福祉意識の向上と協働による地域づくり

本町の人口は、年々減少傾向となっており、高齢化は進んできている状況です。また、世帯の状況をみると、単独世帯の割合が年々増加してきています。

近年、各種支援を必要とする相談件数は一定数あることから、早期に見つけ、支援を行うことがケースを複雑化、重度化させないための予防になります。このことから日常生活における地域住民同士の見守り、助け合うことが更に求められます。

町民意識調査から、「福祉」に関心のある町民は７割以上あり、福祉に対する意識は高く、また、地域における助け合いや支え合いの活動を活発にするために、日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くことが求められています。ワークショップにおいても、地域住民とのつながりは強いものの、以前に比べて希薄化が進んできていることや新たに転入してきた町民は地域に溶け込みにくいという意見もあります。

今後も、人口が減少していくことが考えられる中で、町民が地域活動に参加するなど、福祉意識の向上を図るとともに、これからの本町の地域福祉を支えていく町民を育成し、地域の町民同士が地域課題を共有するとともに、その地域課題を町民と行政が協働で解決することのできる地域社会を構築していくことが必要となります。

（２）地域福祉を支えるネットワーク※の構築

町民意識調査では、自分や家族が日常生活で不自由になったときに手助けしてほしいことと隣近所に困っている世帯があった場合、どのような手助けができるかを聞いたところ、「安否確認の声かけ」「災害時の手助け」「雪かきやゴミ出し、草取りなどの日常生活上の支援」と助けてほしい内容と助けてあげられることが一致しています。

また、町民同士が共に支え合う地域づくりを進めるための支援では「イベント開催といった地域の人々が知り合える機会を増やす」の割合が39.8%と最も高く、次いで「多様性を認め合っていくための組織づくり（まちづくり）を進める」の割合が35.7%となっています。

今後は、地域課題を地域住民が「我が事」として受け止め、多くの町民が地域福祉に関する活動に参加することのできる機会を促進するとともに、人と人、人と地域資源を結び付けていくための多様な連携体制を整えていくことが必要です。

（３）地域で暮らしていくための環境づくり

国では、多様化・複雑化した課題に対して様々な制度や取り組みが行われていますが、町民意識調査では、成年後見制度※や生活困窮者自立支援法（制度）の認知状況をみると、知らない町民が多くいることがうかがえます。また、介護や医療、子育ての悩みなど町民の幅広い相談や見守りに対応する民生児童福祉委員の活動内容を知らない町民の割合が67％と高いことがうかがえます。さらに年度により様々になりますが、一定件数高齢者、障がい者、こどもに係る権利擁護※の相談や事案が発生しています。

一方、福祉情報の入手方法については、ホームページや広報誌、回覧板など様々な媒体が活用されていますが、ワークショップでは「必要な情報を知らない、届いていない」という意見も出ています。今後は、SNSなども含めた様々な媒体を拡充し、情報発信の方法や、相談体制を構築していくことが求められています。

また、町民意識調査においても自分が不安に思っていることや悩んでいることは「災害などの『安全・安心』に関すること」の割合が36％と「自分や家族の老後」、「自分や家族の健康」、「収入などの経済的なこと」に次いで多くなっています。その他にも認知症※とともに生活をしている高齢者が安心して外出できないことに課題が思われます。

今後も緊急時や災害時に備えるため、町民協働による見守り体制を構築していくとともに、誰もが安心して暮らすことができる環境づくりを推進していくことが必要です。

第３章　基本理念と基本目標

１　基本理念

みんなで手をつなぎあって　安心して住みつづけられるまち　しもすわ

本町は“中山道と甲州街道が出会う大社といで湯の宿場まち”として栄え、豊かな自然や歴史文化などの財産を持つ、コンパクトで暮らしやすい町となっています。

また、こどもをはじめ、近隣住民へ挨拶する様子が多く見られ、御柱祭といった伝統神事や地域行事、町内公衆浴場でのコミュニティもある町でもあります。

平成18年の災害を機に、「防災意識日本一の町」を目指し、自主防災会※の強化や地域別避難計画の策定に取り組んできており、こうした活動で町民の意識は定着しつつありますが、災害時への備えとしては更なる地域における支え合いが必要です。

一方、高齢化率は県の平均値を上回るほどの高齢化が進む中、地域役員の担い手不足、空き家問題などの課題があります。

そこで、持続可能な共生社会の実現を目指し、多様性を認めつつ自分に合った役割を持って、地域の人と顔が見える関係性を築き暮らし続けられるように“みんなで手をつなぎあって　安心して住みつづけられるまち　しもすわ”を目指します。

「手をつなぐこと」には、支え合うという言葉と同様に、『あなた一人ではない』というメッセージを内包しており、この地域福祉計画においては協力と協調を指し、各自ができる範囲で相手を助け合う気持ちを表現しています。

2　基本目標

基本目標１　地域を担う人づくり

福祉や人権に関する意識づくり、ボランティア活動などに参加する機会づくりなど、こどもから高齢者までより多くの町民の参加を促し地域活動の輪を広げ、地域福祉の担い手の発掘・育成を進めます。

基本目標２　地域社会を支えるネットワークづくり

地域課題の解決に向けた具体的な取り組みの推進、関係機関の連携など、制度や分野を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと社会生活に豊かさを生み出し、暮らしに安心感を生み出す仕組みづくりを進めます。

基本目標３　安心して地域で暮らせる環境づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人、ひとり親家庭などが抱える課題や、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、差別問題、生活困窮など地域における複雑化・多様化した様々な困りごとを抱えた町民に対し、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

また、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、誰もが安心して地域で暮らすことのできる環境づくりの支援を推進します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	取り組み方向性
みんなで手をつなぎあって　安心して住みつづけられるまち　しもすわ	1．地域を担う人づくり	（1）福祉意識を育み福祉教育の充実	①福祉に対する関心の向上
			②福祉に関する教育・学習の場の推進
		（2）福祉を支える人材の育成	①地域を担う人材やリーダーの育成
			②ボランティア活動の推進・強化
	2．地域社会を支えるネットワークづくり	（1）住民協働による地域活動の推進	①地域活動への参加機会の充実
			②地域での見守り体制づくり
			③地域住民主体による活動への支援
		（2）多様な連携体制の整備	①地域ネットワークの構築と充実
			②社会福祉協議会との連携強化
			③庁内連携の充実
	3．安心して地域で暮らせる環境づくり	（1）情報提供・情報体制の充実	①わかりやすい情報提供と情報バリアフリー※の推進
			②民生児童福祉委員の活動推進
			③重層的支援体制の充実
		（2）様々な困りごとを支援する体制の充実	①様々な生活支援の充実
			②様々な困難を抱えた人への支援
			③差別や虐待※、暴力の防止
			④成年後見制度の利用促進（下諏訪町成年後見制度利用促進基本計画）
		（3）安全・安心な生活の継続	①防災・減災対策の推進
			②防犯・交通安全対策の推進
			③気軽に外出できるまちづくり

第４章　施策の展開

１　地域を担う人づくり

基本施策（１）福祉意識を育み福祉教育の充実

地域でお互いに支え合うことが大切とする福祉意識の醸成を図り、障がいや認知症への偏見や、社会的孤立の課題等に関して、町民一人ひとりが他人事を「我が事」へと意識を変えるための働きかけを行います。

町民が地域福祉に興味・関心を持ち、福祉に関する意識を高めていくため、こどものころから学校教育において福祉について考えたり、大人になってもボランティア活動に参加したりする機会を設けるなど、福祉意識の充実を図ります。

【取り組み方向性】

① 福祉に対する関心の向上

方向性
あらゆる違いに関わらず、お互いを尊重し合う意識の醸成に向けた啓発機会の充実に努めます。
内　容
＜福祉・人権に対する意識の高揚と啓発活動＞ 地域、学校、家庭や関係機関の連携による人権教育研修会の開催や、広報誌「クローズアップしもすわ」紙上で人権面から地域福祉に対する課題等を取り上げるなど、意識の啓発活動により一層取り組みます。
＜障がい者施設による販売会と作品展示の開催＞ 障がい者への理解と関心を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加のため、地域住民との関わる機会として障害者週間に販売会や作品展示を実施します。

② 福祉に関する教育・学習の場の推進

方向性
地域福祉についての学び合いを、改善に向けた実践につなげるよう努めます。
内　容
＜町、県の出前講座の周知＞ 町民が興味や関心を持つきっかけとなるような福祉に関する出前講座のメニューを増やし周知します。また、より専門性のある県が行う出前講座の内容を把握し、各種団体が学びたい内容に応じたメニューを推薦します。
＜福祉的課題に対する学びの推進＞ 学校教育においては、学習指導要領に基づき、各教科や総合的な学習の時間の活動等により、福祉教育を推進します。 社会教育・生涯学習においては、地域福祉について学び合う講座を開講するとともに、学び合いから生まれた自主的・主体的な実践活動に取り組む団体の育成に努めます。

基本施策（２）福祉を支える人材の育成

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、町民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取り組みを進めます。

また、多くの町民が地域活動に参加することができるよう、ボランティア情報の発信や、地域機会の提供など、はじめてでも気軽に地域活動に取り組めるきっかけづくりを進めていきます。

【取り組み方向性】

① 地域を担う人材やリーダーの育成

方向性
地域ならではの資源を活かした交流・体験の充実により、地域で活躍する人材の育成と定着、地域の担い手となる多様な人材を育みます。
内　容
行政や社会福祉協議会等の関係機関と協働し、地域活動の推進に係る研修を行う等、地域を担う人材や地域のリーダーの育成を図ります。

② ボランティア活動の推進・強化

方向性
町民活動を活性化し、町民協働のまちづくりを推進するため、町民活動団体に対し支援を行います。また、複数の町民活動団体が共同で開催するイベント等を通し、様々な性格の団体が連携・協働して課題に取り組む機会の創出に努めます。
地域のためにボランティア活動を行いたい人や自身の経験・特技等を活かした活動を行いたい人に対し、必要な情報を提供するとともに、情報を共有できるよう支援に努めます。
内　容
＜ボランティア活動への協力・支援＞ 主に町内で活動するボランティア及びボランティア団体への参加が増えるように、活動紹介の場や周知等に協力、支援を行います。
＜ボランティアコーディネーターの配置＞ 社会福祉協議会へ委託し、サービス・支援の担い手の養成やサービスのマッチングなど取り組みます。

2　地域社会を支えるネットワークづくり

基本施策（１）住民協働による地域活動の推進

多くの町民が地域活動に気軽に参加することができる機会を充実するとともに、地域による見守りができる体制づくりを推進していきます。

また、支援を必要としている人が必要な支援を受けることが当たり前となるよう、町民の理解を得ながら、地域活動を推進するとともに、その活動への支援を行います。

【取り組み方向性】

① 地域活動への参加機会の充実

方向性
町民相互の連帯意識を深め、健康でより快適な生活環境の実現と住みよい地域社会の発展を図るため、町民同士が知り合う場を創出し、地域で活動を促進できるように活動の支援に努めます。
内　容
＜高齢者の居場所づくり推進＞ 老人福祉センターが集う場になっていますが、社会福祉協議会と協働して各地域に身近な憩いの場ができるように推進します。
＜児童の居場所づくり推進＞ 児童の居場所づくり推進員会が主体となって運営する「みんなの遊び場」や、児童の体験の機会や食事の提供、安心・安全な居場所づくりの活動を行う民間団体の活動を支援し、団体同士が協働する仕組みづくりに努めます。
＜健康増進の支援＞ 全ての町民がこころと身体を健康的に保ち続けられるよう、運動・身体活動、栄養・食生活等の取り組みを関係機関や町内で活動する団体と連携し、地域で健康を支えられる仕組みづくりに努めます。

② 地域での見守り体制づくり

方向性
各自役割を持ち、できることをできる範囲内で町民から事業者まで協力して地域全体で支援を必要とする人たちを見守っていきます。
内　容
＜こどもの安全推進＞ 児童・生徒の登下校時間を中心に、犯罪や交通事故からこどもを守り、安全を確保するため、地域の方々、家庭、各種団体、ＰＴＡや学校関係者が「子どもの安全見守り隊」を結成し、通学中のこども達を見守ります。
＜高齢者の見守り＞ 身体的な不安や認知症、ひとり暮らしや身寄りがないといった様々な問題を抱えた高齢者の方が、地域の中で安心して、できる限り自立した在宅生活を送っていただくために、配食サービスや位置検索用機器の貸出、シルバーネット訪問、民生児童福祉委員による独居高齢者の見守りなど実施しています。
＜オレンジネットワーク※の推進＞ オレンジネットワークを広く紹介し、行政や福祉事業者のみならず、一般企業や各種団体、個人に賛同いただけるよう働きかけます。

③ 地域住民主体による活動への支援

方向性
町内で活動する団体が、地域課題の解決や、より良い町民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業を支援するとともに、団体が行う活動を広く町民に情報発信し、町民活動への理解と参加の促進に努めます。
内　容
＜協働の推進＞ 協働のまちづくりの推進に向け、町民が自主的かつ主体的に行う公益活動等に対して、地域の活力創生チャレンジ事業支援金を交付します。
＜学校と地域の関わりの推進＞ 各学校が独自に企画し、地域と関わった活動を地域の方々に知っていただく機会として開催する「元気なしもすわっ子学びの発表会」を支援するほか、向陽高校には地域を活性化するための事業に対して、支援します。

基本施策（２）多様な連携体制の整備

行政と社会福祉協議会が、町民と各種団体・機関などをつなぐ調整役を担い、地域で活動する団体・機関や企業、学校などと協働、連携することのできる地域ネットワークの構築に努めます。

また、町民が必要としている支援をより適切に提供するためにも、多様な連携体制の整備に取り組みます。

【取り組み方向性】

① 地域ネットワークの構築と充実

方向性
既存のネットワークや町民、事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や、障がい者、こどもへの虐待やひきこもり等を早期に発見し、適切な関係機関につながる、自助、互助、共助、公助を包含したネットワークの構築を目指します。
内　容
＜多様な連携体制の整備＞ 複雑化・複合化した課題を抱える個人・世帯に対しては、一つの機関で抱え込むのではなく、様々な会議を通して支援機関でチームを作り、支援を行います。
＜高齢者支援の連携＞ 地域包括支援センター※では専門職種がチームとなり、多様な相談を受け付けて問題解決したり、在宅介護支援センターでは高齢者のみ世帯の訪問などを行うことで早期に困りごとに対し、支援をしたり必要に応じ関係機関と連携します。町は地域包括支援センターや在宅介護支援センターと情報共有を図っています。
＜こども・家庭支援の連携＞ こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制のもと、子育てに不安を抱える方や支援を必要とする方を早期に発見し、必要に応じた支援に繋げます。また、「しもすわ子ども人権ネットワーク」において、医療機関や、教育・保育施設等と連携を図ります。

② 社会福祉協議会との連携強化

方向性
より実効性のある施策や事業とするため、地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたり、社会福祉協議会と連携を図るとともに、情報提供についても双方で連携して町民に提供できるよう取り組みます。
内　容
＜強固な連携体制の構築＞ 町と社会福祉協議会は異なる立場から地域福祉の推進という共通目的に向けて連携しており、この関係性をより強固とするため、定期的な情報共有や協議の場を設けます。
＜社会福祉協議会への事業委託＞ 町が社会福祉協議会に対して、介護保険事業に関わること、高齢者、障がい者を対象とした各種事業を委託し、包括的な福祉事業を推進しています。

③ 庁内連携の充実

方向性
町民からの要望に対し、担当課が横断的に対応できる体制を構築するため、IT ツールを活用した正確な情報共有の方法を検討します。

3　安心して地域で暮らせる環境づくり

基本施策（１）情報提供・情報体制の充実

多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、町民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでもどこからでも入手できるような体制づくりを進めます。

また、高齢者、障がいのある人、こどもなどの、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、分野を問わず包括的に相談・支援するため、地域と専門職のネットワークを活用し、横断的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

【取り組み方向性】

①　わかりやすい情報提供と情報バリアフリーの推進

方向性
各事業について情報提供の必要がある場合や情報提供を求められた場合において、広報誌やホームページ等、多様な媒体を活用し、町民が必要な時にいつでも情報を入手できるように努めます。
高齢者や障がい者、外国人等、全ての町民に対し、情報面でのバリアを除去するため、文字や配色に配慮するとともに、音声や点字、複数言語による情報提供に努めます。
情報を発するだけでなく、町民の意見を広聴し、地域づくりに反映できる仕組みづくりを取り組みます。
内　容
＜広報誌の発行及び広聴＞ より多くの町民の方に読んでいただけるよう、わかりやすく、読みやすい広報誌「クローズアップしもすわ」を目指しています。
＜電子自治体の推進＞ 法に基づき、業務システムの標準準拠システムへの移行を確実に行うとともに、各種情報システムを適切に管理し、行政事務の一層の効率化と、町民の利便性の向上を図ります。また、ホームページとともに、スマートフォン用アプリ『しもすわインフォ』、メール配信サービス及び地図情報システム『しもすわｉ－Ｍａｐ（しもすわあいまっぷ）』を活用し、積極的な情報発信と、災害等緊急時においても、迅速に情報を届けます。また、『下諏訪町通報システム』を通じて提供された情報から現場の状況を正確に把握し、迅速かつ的確な対応へとつなげます。情報公開・個人情報保護については、適格な制度運用を行います。
＜デジタル化の推進＞ 電子申請サービスによる行政手続のオンライン化や役場の窓口における各種手数料等のキャッシュレス決済への対応など、デジタル技術を活用して、町民サービスの向上を図るとともに、AI などを活用して行政事務の効率化に取り組みます。
＜意見収集の多様化＞ 町民アンケートや町長への手紙など、様々な意見の収集手段を構築します。

② 民生児童福祉委員の活動推進

方向性
民生児童福祉委員という言葉の認知度はある程度ありますが、居住地域を担当している人を知らない町民が多くなっています。日頃から各地区担当の民生児童福祉委員やその活動内容等を周知していくことで、民生児童福祉委員の活動がスムーズに進められるよう取り組みます。
内　容
民生児童福祉委員自身のやりがいを高め、活動しやすい環境を整えるため、委員活動に関する地域住民の理解がより図られるよう、町民に分かりやすい情報発信により、広報・ＰＲの強化を図ります。

③ 重層的支援体制の充実

方向性
地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための、包括的な支援体制の整備を目的に創設された制度で、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」「アウトリーチ※等を通じた継続的支援」「多機関協働」の５事業を効果的・一体的に取り組みます。
内　容
＜なんでも相談・法律相談・登記相談＞ 電話番号【２８－３３６６】で、「なんでも相談室」に直接つながり、どんな相談にも丁寧な対応を行い、必要に応じて専門機関等を紹介します。
＜包括的相談支援の実施＞ 介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野における既存の相談支援機関が連携し、地域住民が抱える様々な生活上の課題を包括的に受け止めます。
＜あらゆるアプローチによる継続的支援＞ 長期にわたりひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いてない方や支援につながることに消極的な方に対して、自宅訪問等を通して支援の入り口となるつながりを積極的に作ります。
＜多様な連携体制の整備＞**【再掲】** 複雑化・複合化した課題を抱える個人・世帯に対しては、一つの機関で抱え込むのではなく、様々な会議を通して支援機関でチームを作り、支援を行います。
＜課題に応じた参加支援の展開＞ 8050 問題やダブルケアなど様々な生活上の課題を抱えた個人や世帯が、地域において交流できる場や活動に参加ができるように、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りを行います。
＜孤立を防ぐ地域づくり＞ 介護・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性の枠を超えて交流できる場や居場所の整備などを行います。また、町民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生・深刻化を防ぎます。

基本施策（２）様々な困りごとを支援する体制の充実

町民が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス等の内容や提供方法などの充実に努めます。

また、様々な困りごとを抱えた町民に対して、自立した生活を送ることができるよう支援をしていくとともに、障がいや高齢などにより判断能力が十分でない人も、地域の中で安心して生活を送ることができるように権利擁護に関係する機関と連携し、成年後見制度への理解促進や利用の支援をしていきます。

【取り組み方向性】

① 様々な生活支援の充実

方向性
誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることができるように、公的サービスや地域資源の拡充と情報提供の方法など充実に努めます。
内　容
＜買い物支援＞ 高齢者をはじめ、日々の移動に不安を感じる方も気軽に安心して買い物ができるよう、町が委託する移動販売に加え、民間の移動販売など地域の多様なサービス主体が連携しながら、町民の買い物を支える仕組みづくりを推進します。
＜包括的な支援＞ 医療・介護・生活支援など多様なニーズへの対応が求められています。町では高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム※』の深化に取り組み、健康づくりや介護予防、認知症施策、生活支援体制の整備など、様々な事業を推進しています。
＜在宅高齢者の支援＞ 一人暮らしの高齢者や介護認定を受けた方とその家族が、住み慣れた自宅で安心して生活を続けられるよう、見守りや生活支援、介護予防、相談体制の充実など、在宅生活を支える多様な支援に取り組んでいます。
＜障がい者の支援＞ 心身に障がいのある方の自立と、社会活動への参加を促進するために、諏訪圏域障がい者総合支援センターオアシス等関係機関と連携し、様々なメニューで支援します。
＜諏訪地域障がい者自立支援協議会への参画＞ 地域における障がい者などへの適切な支援に関する情報や支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

② 様々な困難を抱えた人への支援

方向性
「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、まいさぽ信州諏訪や関係機関と連携し、生活困窮者に対する様々な制度を活用できるよう、相談・支援体制の充実に努めます。また、関連団体と連携を密にし、円滑な社会生活を送ることができるよう支援します。
多様化したニーズに伴う顕在化した困りごと（ヤングケアラー、8050 問題、課題を抱えるひとり親世帯など）に対する理解や知識を深めるとともに、必要な情報を届けるための広報・啓発活動を推進します。

③ 差別や虐待、暴力の防止

方向性
町民の生命と安全の確保のために、あらゆる差別や暴力などに対して早期発見、早期対応できる体制を構築することを目指します。
内　容
＜支援体制の推進＞ 全世代を対象とした差別・虐待・暴力の相談窓口を設置し、町民への周知と関係部署との緊密な連携により、迅速な対応体制を構築します。あわせて、相談業務に関わる職員の専門性を高める支援講座や、ＤＶ※、デートＤＶ防止に向けた町民対象の啓発講座の開催に努めます。
＜要保護児童対策地域協議会※との情報共有＞ 代表者会議を適時行い、情報交換と対応を協議し、必要な支援内容や方向性を検討するとともに、チームで継続的な支援を行います。
＜高齢者虐待に関する相談体制＞ 高齢者に対する虐待に関する相談は、町と地域包括支援センターが相談窓口となり、関係機関と連携を図り対応を行います。また、地域包括支援センターと関係機関が連携し、虐待の予防、早期発見に努めます。
＜障がい者虐待に関する相談体制＞ 障害者虐待防止法に基づき、虐待防止対策として町に障がい者虐待防止センターを設置しており、引き続き虐待防止対策に取組むとともに必要時には迅速な対応を図ります。

④ 成年後見制度の利用促進（下諏訪町成年後見制度利用促進基本計画）

方向性
認知症高齢者や知的障がい、その他の精神上の障がいにより判断能力が十分でない方が、本人の権利を守り、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業※と連携を図りながら成年後見制度の利用促進に努めます。
相談窓口の周知や成年後見制度等の権利擁護事業の普及啓発に努め、必要な方が制度の利用に繋がるよう取り組みます。

基本施策（３）安全・安心な生活の継続

災害等が発生した時に、お互いに声をかけあい、避難できるよう自主防災意識の啓発に努めるなど、地域づくり活動等を通じて、日頃からの見守り体制の構築を促進します。

また、地域ぐるみで犯罪被害に遭わないよう見守りや意識啓発に努めるとともに、誰もが、利用しやすい、やさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指すため、道路、施設の整備等を推進するとともに、誰もが安心して外出できる環境整備に努めます。

【取り組み方向性】

① 防災・減災対策の推進

方向性
ハード、ソフトの両面から災害を起こさない、被害を拡大させない、被災者を取り残さないように日頃からの準備に努めます。
内　容
＜防災・減災対策の推進と意識の高揚＞ 地域防災力の向上を図るため、各区への災害時用食糧の分散備蓄をはじめ、自主防災会での防災訓練、防災用資機材等の購入、防災ネットワークしもすわの各種訓練等の活動に対する補助を継続します。また、防災・気象情報を、迅速に町民の方に伝えるシステムの管理や、スマートフォン用アプリ「しもすわインフォ」を運用します。
＜個別避難計画の推進＞ 災害に備え、要介護者や障がい者の方々から申し出により個別避難計画を作成し、隣近所や自主防災会、民生児童福祉委員、防災士、福祉専門員など身近な支援者との連携強化と避難訓練を行い、実効性の向上を図ります。
＜地震に対する備え＞ 町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、「無料の耐震診断」と「耐震改修工事等・除却工事に対する補助」を行い、地震に対する木造住宅の安全性向上と災害に強いまちづくりを目指します。
＜消防防災施設の維持管理・整備＞ 防火水槽や消火栓などの消防水利や、災害の際に消防団の出動拠点となる消防屯所の維持管理や整備を行います。

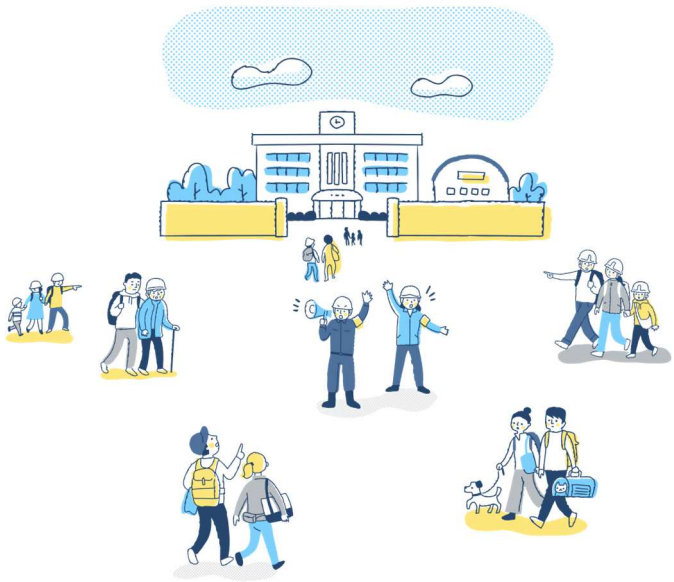

② 防犯・交通安全対策の推進

方向性
ハード、ソフトの両面から町民が犯罪被害に巻き込まれず、交通事故のない地域を目指し取り組みをします。
内　容
＜防犯を進める団体への支援＞ 防犯関係団体と協働して犯罪防止の啓発活動を行います。各区に選出していただいた防犯指導員による防犯パトロールや防犯診断、下諏訪駅での街頭広報など、犯罪のない明るいまちづくりに努めます。また地域でのＬＥＤ防犯灯新設を補助し犯罪抑止を推進します。
＜交通災害共済事業＞ 交通災害共済事業は、加入者の会費をもとに、交通事故により災害を受けた方に見舞金を支払う相互扶助の制度です。「もしもの時」に備え、加入促進を図ります。
＜交通安全対策＞ 交通事故のない「安全で快適な交通社会」の実現に向けて、道路標識・道路標示・カーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます。また、警察署、諏訪交通安全協会など関係機関、団体と連携し、啓発活動を行い、交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

③ 気軽に外出できるまちづくり

方向性
交通手段、道路、交通施設の整備を、誰でも使いやすく、外出しやすくなるように推進します。
内　容
＜福祉タクシー等助成金＞ 在宅高齢者の方や障がい者の方などの日常生活における交通手段の確保や外出支援のために、タクシーや町内循環バスなどの交通機関または町内公衆浴場（一部浴場を除く）を利用する際、費用の一部を助成しています。
＜地域交通の充実＞ 町民の暮らしを支える身近な移動手段として、町が運行する循環バス「あざみ号」に加え、諏訪市・岡谷市と協働運行している「スワンバス」や民間事業者による路線バスなど、様々な公共交通が利用されています。今後も、通院や買い物、通学など日々の移動がより便利で使いやすくなるよう、利用者の利便性向上と運行の効率化に努めます。
＜子育て・多世代交流施設整備＞ イオンスタイル諏訪に、子育て・多世代交流施設を新設します。幅広い世代が利用できる施設になります。

第５章　成年後見制度利用促進基本計画

１　計画の背景と趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人などが、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、その生活を保護し支援する制度です。

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や身寄りのない高齢者の増加も見込まれています。認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより判断能力が不十分な方を社会全体で支え、権利を擁護することがますます重要になっています。しかし、これらの方々を支える重要な手段である成年後見制度は十分に利用されていない現状にあります。

国は、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年度から令和３年度までを第一期として「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が利用できる体制整備を進めてきました。

また、令和４年度から令和８年度までの第二期では、「地域共生社会」の実現を目指して、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

本町においても、こうした国の動向を踏まえ、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の普及、啓発、相談、その他円滑な制度利用促進のための支援等を実施し、認知症高齢者や障がいのある方の権利擁護を図るため、平成30年７月より諏訪市社会福祉協議会へ委託し、諏訪市・下諏訪町成年後見支援センターを設置しました。令和４年４月からは中核機関を設置し、制度の利用促進、成年後見人の支援や地域連携ネットワークの構築などに取り組んでいます。

2　計画の位置づけ

本計画は、成年後見利用促進法第14条第１項において、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本町においては、地域福祉計画に盛り込み、地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、「高齢者福祉計画」、「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とその他の関連計画との整合性を図ります。

3　計画の期間

本計画の計画期間は、令和８年度を初年度として令和12年度までの５年間を計画期間とします。

4　本町の現状を踏まえた課題

（１）町民意識調査の状況

①　成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が29.0%、「名前は知っているが内容を知らない」の割合が40.9%、「名前も内容も知らない」の割合が28.9%となっています。

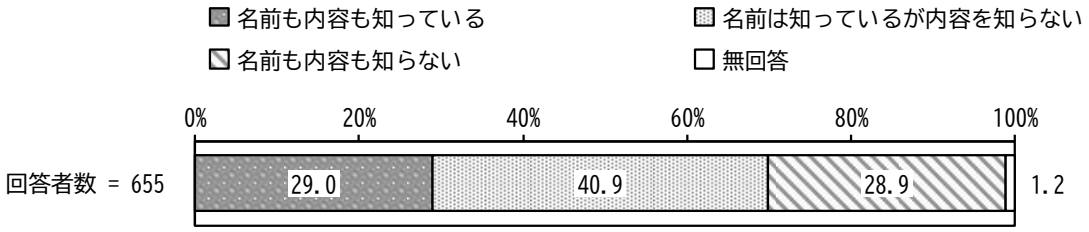

（２）相談件数の状況

①　諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター

（件数）

	令和４年	令和５年	令和６年
一般相談	45	82	25
法人後見関連相談	167	146	241

資料：諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター

②　諏訪圏域障がい者総合支援センター【障がい】

（件数）

	令和４年	令和５年	令和６年
権利擁護相談	46	49	28

資料：諏訪圏域障がい者総合支援センター

③　下諏訪町地域包括支援センター【高齢】

（人数）

	令和４年	令和５年	令和６年
権利擁護相談※	51	41	32
延べ対応回数	150	141	84

資料：下諏訪町地域包括支援センター
※：成年後見案件及び虐待案件を含む

高齢化に伴う認知症高齢者の増加や知的障がい、精神障がいがある人の親亡き後などの課題、また、権利擁護に関する相談や後見人を必要とするケースも増加しており、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断が十分にできない人の権利や財産を地域ぐるみで守っていく体制の強化が求められています。

判断能力が著しく不十分な状態になってから支援が始まることにより、対応に困るケースも多くなっています。困った状態に早く気づき、判断能力が不十分になる前に、本人の意向を尊重しながら、支援の体制を築いていくことが求められています。

核家族化の増加から高齢の親と無職独身や障がいがある50代の子と同居している世帯の持つ課題や、独居高齢者、高齢者のみ世帯の増加から認知症による判断能力が不十分な状態にある世帯の持つ課題がある方が一定数おります。

しかしながら、町民意識調査では成年後見制度を知らない人が28.9%おり、制度名は知っているが内容は知らない人を含めると69.8%の人が制度のことを知りません。成年後見制度の周知を図り、少しでも不安な状況であれば相談できる体制を整備する必要があります。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士など、有識者11名で構成する諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター運営委員会を設置し、定期的に会議を開催し、運営状況の報告や困難ケースの対応検討、意見交換等を行いながら、支援に努めています。

弁護士、司法書士、社会福祉士などが専門職として後見人を多数受任している状況ですが、今後、専門職の人数が減少していくことは確実であり、拡大が見込まれる利用ニーズ全てに対応することが難しいと考えられるため、諏訪圏域での受任調整の検討、担い手の確保や育成に向けた取り組みを推進する必要があります。

5 基本施策

基本施策（１）成年後見制度の適切な利用促進

町民自身だけではなく、周囲の人が権利擁護の制度を必要とする際により良い意思決定を行っていくため、権利擁護の制度や考え方の周知を進めていくとともに、権利擁護に関する情報提供を行っていきます。

内　容
＜成年後見制度の理解促進＞ 成年後見制度の普及のため、制度の広報・周知を行います。 また、町民や支援関係者が利用しやすいよう、窓口についても周知を推進します。
＜関係者への啓発＞ 成年後見制度の利用が必要な方の早期発見につなげるため、介護サービスや障がい福祉サービス関係者、相談支援員、民生児童福祉委員、介護支援専門員等関係者に制度の理解を深めてもらい相談機関との調整役として担い手になってもらえるように働きかけます。

基本施策（２）権利擁護の体制の整備

後見人の人材確保のため、適切な支援が受けられる体制を充実していくとともに、関係者での連携を推進し、地域全体で権利擁護を支援する仕組みを整備していきます。

内　容
＜利用しやすい環境整備と担い手の支援＞ 市民後見人※や法人後見の養成、後見人等の支援の方法について検討します。
＜相談体制＞ 相談者の状況等により制度利用の適否を行い、必要に応じて専門機関での支援に適切につなぎます。 また、各種相談窓口において相談や制度説明に対応し、家族等による申立に関わる支援を推進します。身寄りがない場合などは、町長申立てを実施します。
＜受任調整＞ 諏訪圏域における受任調整会議を開催し、ネットワーク機能を活用しながら担い手確保に努めます。
＜関連制度との調整＞ 日常生活自立支援事業やその他の行政サービスを含めた関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行ができるように努めます。

第６章　計画の推進体制

1　計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、医療・福祉関係者、福祉事業所など全ての人が共通の理解を持つことが重要です。そのため、広報誌やホームページに掲載等、様々な機会をとらえて周知を図ります。

2　計画の推進体制

地域課題への取組についての協議や意見交換をする場を確保するとともに、社会福祉協議会や福祉関係機関等と協議・連携し、地域の課題を地域で解決する取組や共助の在り方を検討します。

また、「地域福祉計画」における地域福祉を推進する理念や今後策定を検討されていく「地域福祉活動計画※」における活動や行動を促進する理念に基づき、人と人をつなげ、お互いが支え合い、助け合う地域づくりや仕組みづくりの構築に努めます。

3　計画の管理と評価

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「ＰＤＣＡ」サイクル※を取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。

また、本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するため、毎年度、各事業の進捗状況を評価するとともに、指標を設定し地域福祉を推進します。

ＰＤＣＡサイクル

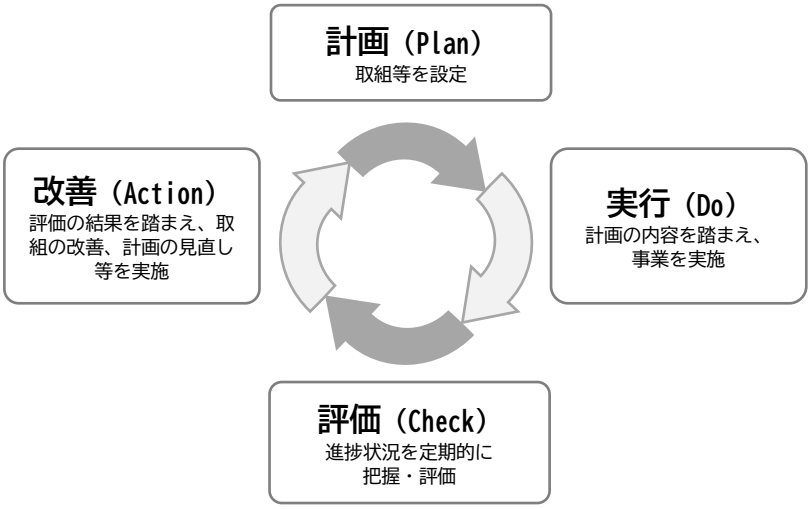

参考資料

1　下諏訪町地域福祉計画策定委員会

（１）策定経過

年　月　日	概　要
令和７年７月17日	第１回下諏訪町地域福祉計画策定委員会 （１）地域福祉計画について （２）地域福祉に関するアンケート／ワークショップ （３）策定スケジュールについて
令和７年８月29日 ～令和７年９月19日	下諏訪町地域福祉に関する意識調査実施
令和７年９月27日	第１回下諏訪町地域福祉計画策定に関する町民ワークショップ開催
令和７年10月３日	第２回下諏訪町地域福祉計画策定に関する町民ワークショップ開催
令和７年10月４日	第３回下諏訪町地域福祉計画策定に関する町民ワークショップ開催
令和７年10月30日	第２回下諏訪町地域福祉計画策定委員会 （１）地域福祉に関するアンケート結果について （２）住民ワークショップ報告について （３）体系・骨子（案）について
令和７年12月11日	第３回下諏訪町地域福祉計画策定委員会 （１）下諏訪町地域福祉計画（素案）について
令和８年１月６日 ～令和８年２月６日	「下諏訪町地域福祉計画（案）」におけるパブリックコメント実施
令和８年２月25日	第４回下諏訪町地域福祉計画策定委員会 （１）パブリックコメントに係る結果について （２）策定委員からの意見に対する回答について （３）策定委員会における計画最終案の確定について

（２）下諏訪町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　下諏訪町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、下諏訪町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について協議する。

（組織）

第３条　策定委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 社会福祉に関する各種団体の代表者

(2) 識見を有する者

(3) 公募による町民

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する任務が完了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　策定委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、策定委員会を代表し、会務を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

２　策定委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要のあるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第７条　策定委員会に、計画策定に必要な調査研究及び資料収集を行うため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会の部員は、委員の中から委員長が指名する。

（庶務）

第８条　策定委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（３）下諏訪町地域福祉計画策定委員会　委員名簿

役　職	氏　名	所　属
委員長	濵　　克典	下諏訪町社会福祉協議会
副委員長	辻村　圭一	下諏訪町民生児童福祉委員協議会
委　員	山口　広志	令和７年下諏訪町区長会
委　員	久保田良子	児童の居場所づくり推進委員会
委　員	ローパー美由紀	ほっとする親の会
委　員	髙橋　敦子	防災ネットワークしもすわ
委　員	今井　一彦	下諏訪町消防団
委　員	尻無浜博幸	大学教授（松本大学）
委　員	荒井　千恵	諏訪圏域障がい者総合支援センター
委　員	森山理英子	下諏訪町地域包括支援センター
委　員	柴　　磨衣	“長野県諏訪生活就労支援センター まいさぽ信州諏訪”
委　員	太田みちよ	諏訪共立地域連携相談センター
委　員	野明　尚子	諏訪市・下諏訪町成年後見支援センター
委　員	増澤　洋子	学童クラブ代表支援員

2 用語説明

あ行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず相談や支援に繋がっていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけ、必要な情報や支援を行うこと。
ＳＮＳ	インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。代表的なものとしてFacebook、LINE、X、Instagramなどがある。
オレンジネットワーク	独り歩きによる帰宅困難の恐れが出てきた場合でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、町、警察、町地域包括支援センター、地域住民などが協力し、帰宅困難事態発生時の早期発見や家族支援を目的とした見守りSOSネットワークのこと。
か行	
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、対象は高齢者、障がい者、こども等多岐にわたる。
協働	自治の推進のために町民及び行政がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。
権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が７％以上14％未満の社会を高齢化社会、14％以上21％未満の社会を高齢社会、21％以上の社会を超高齢社会という。
コミュニティ	共同の社会生活の行われる一定の地域又は集団。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団を指す。
さ行	
社会福祉法	社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。
自主防災会	地域住民による自発的な防災組織。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う。
市民後見人	一般住民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人を指す。

社会福祉協議会	在宅生活支援等の多様な福祉ニーズにこたえるため、それぞれの社会福祉協議会が地域の特性を踏まえ、様々なサービスや創意工夫をこらした独自の事業に取り組む他、地域のボランティアによる地域の福祉活動に協力、支援等を行う団体。
生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度のこと。
成年後見制度	認知症や知的障がいなどで判断能力が十分でない人が、不利益な被害を受けることがないように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度のこと。
た行	
ダブルケア	育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28（2016）年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられている。
地域福祉活動計画	社会福祉協議会が中心となり、住民、ボランティア、NPO、福祉事業者などが協働して策定する、地域の課題解決と「支え合いのまちづくり」を目指す民間の行動計画になる。行政が策定する「地域福祉計画」と連携し、地域特有のニーズに対応した実践的な活動指針を定める計画になる。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供する体制のこと。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、３職種のチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。
ＤＶ	ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や障がいのある人など、判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

認知症	脳の病的な変化により、記憶や判断能力などの認知機能が低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。
ネットワーク	町民個々人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は町民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには町民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。
は行	
8050問題	ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。
バリアフリー	障がいのある人や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。
ひきこもり	特定の病気や障がいではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義などを参考にすると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が６か月以上続いている状態を指す。
ＰＤＣＡサイクル	計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。この循環のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のこと。
ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。
ま行	
民生児童福祉委員	民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。 福祉委員は町の条例に基づき町長から委嘱され、町福祉行政、社会福祉協議会及び関係福祉団体の事業に協力又は助言し、町民の生活上の相談に適切な指導と助言を行っている。
や行	
ヤングケアラー	令和６年６月に公布された（改正）「子ども・若者育成支援推進法」により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されている。
要支援・要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けているこども、養育支援が必要な家庭、特定妊婦などを早期に発見し、関係機関が連携して適切な保護や支援を行うための「しもすわ子ども人権ネットワーク」になる。